

平成30年第4回阿波市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成30年12月5日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

17番 阿部 雅志

会議録署名議員

9番 川人 敏男 10番 檜原 伸

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
政策監 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 妹尾 明
会計管理者 阿部 守	企画総務部次長 坂東 孝一
市民部次長 矢田 正和	健康福祉部次長 寺井 加代子
健康福祉部次長 大森 章司	産業経済部次長 岩佐 賢二
建設部次長 猪尾 正	教育部次長 湯藤 義文
教育部次長 吉川 和宏	吉野支所長 藤川 靖人
土成支所長 井上 百合子	阿波支所長 塩田 英司

水道課長 藤野 芳 大

農業委員会事務局長 石 川 久

監査事務局長 阿 部 仁 子

財政課長 稲 井 誠 司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 那 須 啓 介

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課主査 藤 岡 知 寛

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員数は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（森本節弘君） 日程第1、市政に対する一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告の順序に従い発言を許可いたします。

まず初めに、阿波清風会吉田稔君の代表質問を許可いたします。

阿波清風会吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、清風会吉田稔、代表質問させていただきます。

早速でございますが、台風被害についてでございます。

去る9月3日から4日にかけて台風21号、そして9月30日から10月1日にかけて台風24号が来襲しまして、徳島県に甚大な被害を起こしました。ちょっと近年にない、風が強かったなという感じを受けました。私のところも、ちょっとビニールハウスが飛んだり、屋根の瓦が飛んだりということで、近年にない風だったなと思います。屋根屋さんに聞きますと、年内に屋根の修繕がまだ終われない状況と聞きました。阿波市でも、かなり被害が出ているんでないかなと思います。

そこで、台風21号、24号について、道路とか、あるいは農業用施設、あるいは農地災害がどの程度であったか、またその後復旧状況はどうなっているか、担当部長にお聞きいたします。よろしくお願いします。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、阿波清風会吉田議員の代表質問の1問目、台風被害について、9月の21号、24号による被害と復旧状況及び今後の予定についてのご質問に対しましてご答弁させていただきます。

議員おっしゃったとおり、今年の9月3日から4日にかけて台風21号が、9月30日から10月1日には台風24号が本市を襲い、どちらの台風も総雨量が100ミリを超えるという豪雨に見舞われました。

そこで、ご質問の台風21号、24号によります農地やビニールハウスなどの農業用施設、そして市道の被害と復旧状況でございますが、先に農業関係といたしまして、この台風により、農地の畦畔などの崩壊があり、国の災害復旧事業を活用し、7カ所の復旧を予定しております。復旧に要する工事費は1,180万円であります。また、ビニールハウスなどの農業用施設の被害も発生したため、国の制度であります、被災農業者向け経営体育成支援事業を活用して、57件の4,503万8,000円の被害に対し、復旧助成金1,881万4,000円を予定しております。

次に、道路関係であります。土成町浦池で、市道の路肩が崩壊する道路災害が1件発生しました。これも、国の補助事業を活用いたしまして復旧工事を行うこととしております。復旧工事費は、約400万円を予定しております。

なお、市道の小規模な土砂崩れ等の災害につきましては、既に修繕を終えているところであります。

今後の予定であります。農地の復旧工事費、農業用施設の助成金及び市道の復旧工事費につきましては、本議会の補正予算に計上させていただいており、補正予算をご承認いただいた後、直ちに執行、復旧に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 今、部長から答弁ございました。農業については、農地の畦畔などが崩れたというのが7カ所、1,180万円、それからビニールハウスの被災が特に多かったようでございます。57件もあったようで、4,500万円余りということでございます。道路については、浦池近辺の市道の路肩が崩れたということで400万円だそうで、今回、特に農業関係が多かったようでございます。

私も、ちょっと北山つちゅうか、阿讃山麓沿いの崩れたところを阿波町で見に行きました。かなり大きなもので、びっくりしました。これ個人ではなかなか復旧できないなと思うところでございます。ただ、国の補助というのが、激甚災害指定がない場合は5割ということで、農家は5割負担をしなければならないところでございます。ちょっと個人負担としては大変だなという印象を受けたんでございますが、激甚災害指定になると、9割

超えた補助が過去には得られたということを聞いております。今回、激甚災害指定になったのかどうか、その辺の答弁を願います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、吉田議員の再問、台風24号の農地災害は激甚災害の指定を受けているのかというのと、災害復旧事業の補助率についてのご質問でございますが、それについてのご答弁させていただきます。

台風24号によります災害につきましては、この11月15日に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、激甚災害の指定を受けております。また、災害復旧事業の補助率につきましては、議員がおっしゃったとおり、基本は50%でございますが、今回の災害につきましては激甚災害の指定を受けておりますので、補助率が上がる見込みであります。しかし、今のところ補助率の確定はしておりませんが、ご参考までに過去の例でございますが、平成26年に激甚災害の指定受けました台風11号では、補助率が96.5%でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 激甚災害の指定が通っているようでございます。農家としても非常にありがたいんじゃないかなと思います。

なお、復旧は急ぎます。特に、ビニールハウスなんかは、春作野菜を植えつけなければいけない。まだちょっと遅いぐらいになっております。今議会通りましたら、速やかにひとつ農家に支援をしていただきまして、実行していただきたいと思います。

また、これ台風2回も来ましたが、本市も災害対策本部を設置され、市長を初め、関係職員、それから消防団の皆様、ご苦労さまでございました。毎年のごとでございますが、夜通し対策本部を設置するという大変なことだと思います。仕事ではございますが、ひとつ皆さんに期待しておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、第2番目の質問に移ります。

旧阿波市役所の活用についてということで通告してございます。

旧阿波市役所に決定した徳島県運転免許更新センター、これは免許証の更新が即日交付できるということで非常にありがたいところでございます。それから、子育て支援センター、消防団救助技術訓練拠点ですか、これも市長が提案していただいております。子育て支援センターについては、4町の中で阿波町だけまだできておりませんでした。私も、過

去の質問で子育て支援センターが要るな、阿波町でも、ちょっと市場町まで行って、子どもを親子で見ているというような話も聞いたことがございます。ぜひ阿波町に設置していただきたいということを提案しておりました。また、運転免許更新センターについては、笠井一司議員のほうから、県のほうが県西部でどうも設置するような話を聞いたということで、市長が先頭になって設置運動をやってほしいというような過去に質問ございまして、市長を先頭に、県知事や県警本部のほうへ再々要望や陳情に伺ったと聞いております。またその際には、県から来ていただいております木具政策監の力添えもかなりあったようでございます。運転免許更新センターは、吉野川市、それから美馬市もかなり熱心に誘致活動をしていたと聞いております。特に、美馬市については、県西部の昔からの交通の要衝であるし、インターチェンジもあるしということで、美馬市に設置されるのかなということで関係者はかなり期待しておったようではありますが、阿波市に県のほうから設置のほうを決断していただきました。これは、市長、それから政策監の努力が実ったんでないかなと思っております。こういった施設を利用して、今後阿波市をどのように活性化していくのかということを担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会吉田議員の代表質問、旧阿波市役所の活用についてお答えをいたします。

旧阿波庁舎は、平成27年1月の新庁舎完成後、運転免許更新センターの誘致、子育て支援施設への活用、あるいは防災訓練施設としての整備など、議会からもさまざまなご提言をいただきまして、市役所内部におきましても若手職員を中心としたプロジェクトチームを立ち上げ、旧阿波庁舎の利活用について検討を続けてまいりました。中でも、有効な活用案として考えておりました、西部圏域の運転免許更新センターの設置が昨年11月に決定して以降、スピード感を持って進めてまいりました実施設計もまとまり、本議会の開会日に、旧阿波市役所改修工事請負契約の締結に関する議決をいただいたところでございます。本事業では、運転免許更新センターや地域子育て総合支援拠点施設などを庁舎内に設置するとともに、敷地内には、消防団救助技術訓練拠点の設置やテニスコートの増設、改修などを一体的に行い、安全・安心とにぎわいの拠点として、周辺地域の活性化に結びつけてまいりたいと考えてございます。

具体的な内容といたしまして、初めに運転免許更新センターについてでございます。

身近な場所での運転免許の即日更新が可能となり、利便性が向上することに加え、主に

阿波市以西の4市2町の運転免許保有者約11万3,000人のうち、年間約3万人の運転免許更新者が訪れる計画となっておりまして、交流人口の増加による経済効果に期待をしているところでございます。

続きまして、地域子育て総合支援拠点施設についてであります。

本市では、これまで保育所などの施設に入所していない、おおむね3歳未満の子どもとその保護者が自由に集い、遊び、また親子同士が交流できる場として、市内4カ所に子育て支援センターを設置しておりますが、より規模を大きくした拠点施設を設置することによりまして、さまざまなニーズに対応したサービスの提供を行ってまいります。

さらには、消防団救助技術訓練拠点についてでございますけれども、本市では、全国的にも珍しい、自然災害対応力の強化に特化した組織として、消防団内に市職員で構成いたします救援機動隊を配置するとともに、重機の操作など、特殊能力を持つ団員を登録いたしますハイパー消防団員制度を構築いたしまして、防災力の強化を図ってまいりました。この取り組みを強化するために、技術向上を図る施設として訓練場を設置し、さらなる技術向上と安全と安心の実現を目指してまいりたいと考えてございます。これらの施設整備を図ることによりまして、既存の施設と合わせ、本市阿波地区の拠点エリアとして、その周辺地域を含め、新たな活力に結びつけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 期待される施設が、旧の阿波庁舎に設置されるということでございます。

旧の阿波庁舎エリアには、図書館もございます。年間5万人以上が入館しているそうでございます。それから、今回免許更新センターに来るお客さん、大体3万人余りあるだろう。足したら、8万人以上の市内外の人たちが旧の阿波庁舎跡へ来ていただけるということで、にぎわいの創出になるんじゃないかなと思います。

また、近隣にはショッピングセンターもございまして、かなり客足もふえるんでないかなと期待いたしております。せつかく池田、山城、三野、足代ですか、遠方から来ていただくんでございますので、何か経済効果が発揮できるような施設なり、阿波市の観光案内もできたらいいかなと思うんでございますが、その点阿波市の活性化に何か寄与できるような事業を考えておられるのか、担当部長にお聞きしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会吉田議員の代表質問の再問にお答え申し上げます。

運転免許更新センターが供用されますと、周辺施設であります阿波図書館、阿波農村環境改善センター、テニスコート、保健センターなど、集客施設が集約され、阿波地区の拠点エリアとして、先ほど議員ご案内のとおり、市内外から年間約8万人を超える来場者を見込んでございます。そのため、市の特産品を中心とした物産の販売と観光やイベントの情報発信機能を備えた店舗を運転免許更新センター入り口南側に設置をいたしまして、季節に応じた果物や野菜など、本市特産物の販売や土柱に代表される観光資源のPRもあわせて行ってまいります。また、運転免許更新センターなどの設置によりまして、一層のにぎわいと活性化が図られ、さらに周辺地域への経済効果にも期待をいたしております。

今後におきましては、平成32年4月に予定をしております供用開始に向け、スピード感を持って改修工事の進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 今、部長答弁にございました、年間8万人近くの人たち、市内外から来ていただける絶好の機会でございます。阿波市の物産の販売、あるいは観光案内、その他いろいろまた行事もイベントもできるかと思えます。大いににぎわいの創出に寄与していただけたらと、期待いたしております。

それでは、3番目の質問に移ります。

3番目、家庭ごみの収集業務についてでございます。

吉野町、土成町は、民間事業者に業務委託しております。市場町、阿波町については、阿波市直営でございます。コスト比較はどうなっているのかということで、お伺いしたところでございます。

実は、文教厚生常任委員会で、先日兵庫県のごみ焼却場を2カ所、木具政策監の紹介で行ってまいりました。そこのごみ収集についても、やはりまちまちでございました。直営のほうが安いと言うて直営でやっているところ、あるいは公営のほうが安くつくと言うて公営でやっているところもございました。これは客観的に比べていかないと、一概にどちらがいいというところも難しいところかと思えます。ただ、本市は、発足以来、吉野町、土成町は民間事業者で、そのまま継続してやられた、市場町、阿波町も、発足以来、そのまま直営でやっていくということで、客観的にどうしたらいいかということが、これから

大きな課題になろうかと思えます。ごみ焼却場も、あと7年は今の場所で焼却予定ですが、それ以降は他町にやってもらうというような約束もございます。そういったこともにらんだ上で進めていく必要があるかと思えますが、現在の時点では、コスト比較はどうなっているのか、担当部長にお聞きいたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 議長の許可をいただきましたので、阿波清風会吉田議員の代表質問3番目、家庭ごみ収集業務について、まず1点目の吉野町、土成町は民間委託、市場町、阿波町は直営にてごみ収集を行っているが、コスト比較はどうかについて答弁させていただきます。

家庭系一般ごみの収集運搬事業につきましては、議員ご質問のとおり、現在吉野町、土成町は民間委託で、市場町、阿波町は直営により実施しております。市場町、阿波町の直営分につきましては、今年度の体制としまして、再任用職員1名を含めた正規職員5名、臨時職員10名、シルバー人材センター3名の体制で行っております。作業内容につきましては、午前中が家庭系一般ごみの収集、午後からはリサイクルセンターにおいてごみの分別、清掃、粗大ごみ解体作業等を行っております。平成17年4月の合併以降、委託、直営という異なった体制で収集業務を行っておりますが、市民の皆様方のごみ出し方法や収集内容等につきましては、市内全域でほぼ同じ内容となっているところでございます。コスト比較という面におきましても、人口、世帯数ともに、市場町、阿波町が、吉野町、土成町を上回っていることを勘案しますと、ほぼ同程度の費用対効果となっていると考えております。

次に、2点目の今後の方針につきまして答弁させていただきます。

これまで、阿波市では、集中改革プランの中で、民間委託の検討、推進の項目において、ごみ収集業務の民間委託の検討を行い、今後の民間委託等の検討を重ねてまいりました。また、国は、民にできることは民へと、行政事務の民間委託を推進しておりました。全国的な大きな流れとしましては、官から民へ移行していくものと考えております。こうした状況も十分考慮に入れまして、今後も引き続き経費削減を行うとともに、職員の処遇にも配慮しながら、より効果的な運用を目指すため、当面においては現在の体制を維持しつつ、よりよい収集体制に向けた検討を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 吉田稔君。

○12番（吉田 稔君） 今、市長のほうから答弁がございました。

長い目で見れば、民間にできることは民間にということでやっていきたいということでございます。今、ごみ焼却場の移転の問題が、これからまたちょっと大きくなっていくかと思えます。あと、今の焼却場では、残り7年間の約束で地元と話し合いができていくということでございます。そういった、次の焼却場のことも考えれば、様子見ながらということもあろうかと思えます。現在の時点では、市場町、阿波町については、ごみ収集、公営でございますが、臨時職員10人、それからシルバーさん3人、正規職員、再任用職員1人加えて5人体制でやっているということで、今のところだったら、むしろ民間と比べると、人口割にすれば、まだ安いぐらいに努力されているなという感じをうけます。臨時職員10人、シルバーさん3人というところがみそかなということで、ひとつ民間に負けないぐらいのコスト削減を今後ともやっていって、その上でまた決断をしていただけたらと思えます。ごみ問題、非常に難しいところではありますが、次のごみ焼却場の問題も見ながら進んでいくことになろうかと思えます。ひとつ客観的に冷静に判断していただきまして、市民の負担が少ないように期待いたしております。

以上をもちまして代表質問を終わらせていただきます。

○議長（森本節弘君） これで、阿波清風会吉田稔君の代表質問が終了いたしました。

引き続き一般質問を行います。

次に、阿波みらい榎原賢二君の代表質問を許可いたします。

阿波みらい榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） ただいま議長の許可をいただきましたので、阿波みらい榎原賢二、ただいまより代表質問を行います。

質問の前に、近年異常気象の影響により、自然災害が各地で局地的に起こっておるのが現状でございます。また、今年の夏には、大阪北部地震を初め、平成30年の台風シーズン、先ほど吉田稔氏が申しあげました質問の中にもあるように、当阿波市にも大被害が発生した次第でございます。被害を受けた方々に対しまして、心からお悔やみを申しあげる次第でございます。また、北海道の胆振東部地震など、また平成23年3月11日に福島県沖での大地震、未曾有の大地震により、東京電力の原子力発電所の崩壊により、いまだふるさとを追われ、帰宅のできない地区がただただあるわけでございます。この問題も、早くも7年8カ月の経過をたどっておるわけでございます。

そこで、通告してある南海トラフ地震について、1点目の30年以内に70%から80%の確率で地震が起こるとの問題でございます。そこで、阿波市民の安心・安全の対策は十分できておるのかというような内容で質問をさせていただきます。

昔から言われておりますように、地震・雷・火事・おやじというように、過去から現在まで引き継がれておるんですが、今回特に南海地震について質問をしていくわけですが、南海地震の内容をごくごく簡単に説明いたしましたら、地震研究所が発表したんですが、この地震の内容たるものは、南海トラフは日本列島が位置する大陸のプレートの下に海洋プレートのフィリピン海プレートが南側から年間数センチ割合で沈み込んでいる場所です。この沈み込みに伴い、2つのプレートの境界にはひずみが蓄積されていると。まだ、文言がずっと続くんですが、この問題がクローズアップされておるのですが、忘れたところに災害は起こるものでございます。この南海トラフ地震におきまして、地震の規模がM8から9と、非常にかなりな被害が想定されます。これは、内閣府2018年1月の最新情報でございます。政府地震調査委員会が発表したわけでございます。また、徳島県も、同様、徳島県津波浸水想定、知ってのとおり、忘れたところに地震が発生すれば、徳島県の沿岸部で、鳴門市からではございますけれども、津波の高さが8.2メートル、松茂町におかれましては6.2メートル、徳島市では6.2メートル、小松島市では6メートル、阿南市では16.3メートル、美波町では20.9メートル、牟岐町では13.4メートル、海陽町では18.4メートルと、こういう甚大な被害が発表されておるわけでございます。これを一つの参考として、質問の中にはめさせてもらいました。これについて、まず南海トラフについての質問をいたします。

続いて、2問目の項でございますが、これにつきましては、通告してありますように、内陸型企業誘致の推進についてということでございます。これについて、説明をさせていただきます。

徳島県沿岸部の地域に広く被害が出るおそれがあるように思われますので、またもしものときには、ヘリポート基地、この庁舎のすぐ裏側でございますが、県下に誇るヘリポート基地、また庁舎の西側に高台でございますが、水の3,000トンの備蓄、それから災害用のおにぎり、1時間当たり3,000個のおにぎりができる設備等々が完備されておるわけでございます。そこで、阿波市全体では、先般平成29年度の末では、約100町に余る農地放棄地が、また遊休地があるわけでございます。そういうふうな点も考慮いたしまして、市場町時代には、企業誘致をたくさん行ってまいっております。念のためご

ございますが、少しでもございますけれども、まず東四国部品株式会社が平成2年に、また十川ゴム、大門にあるんですが、この会社が昭和42年に、また日本興業、これについては、尾開字八坂にあります、これが昭和43年と。それから、テクノリソースが、操業開始が平成5年と、ヨコタコーポレーション（株）市場工場、これは切幡字南田でございますが、これが昭和47年と、こういうふうにあるわけでございます。これも、ひとつ加味して、若い人たちがふるさと阿波市での職場確保のためにも、ぜひ先行投資をしてはどうかと、こういうふうな内容で質問をさせていただきました。

続きまして、南海トラフ地震についての3番でございますが、平成17年から29年度までの年度別阿波市の耐震診断の件数、補助金の件数、補助金の金額についての内容を詳しく説明を願います。というのは、この問題非常に好評なんですが、反面市民からは、この耐震診断を受けるのに、ああでもない、こうでもない、いろいろなことを聞かれると、また書面で出すというような複雑な点が多々あるということで、この問題も今回質問しておるわけでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、今発生するかもわかりません、地震ね、非常に恐ろしいものでございます。

以上、南海トラフ地震についての3点の質問をいたしましたけれども、1の項、2の項、3の項、多岐にわたっておりますので、各担当部長は、できるだけ詳しくご説明をしていただきたい。

なお、答弁の内容によりまして再質問いたしますので、よろしく取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい樫原賢二議員の代表質問、南海トラフ地震についての1点目と3点目につきまして、企画総務部よりお答えを申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますけれども、本年6月には大阪府北部を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、さらには9月に最大震度7の北海道胆振東部地震が発生いたしました。多くの方が土砂崩れに巻き込まれ犠牲となり、改めて自然災害の恐ろしさを痛感したところでございます。

本市におきましては、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中で、内陸部に位置する本市は津波の心配はないものの、古くからの農村地域で、昔ながらの家屋が多いこと

から、全壊、半壊合わせて5, 900戸の建物被害が予測されてございます。これらの被害想定に対応し、大規模自然災害への対応力の強化を図るため、ハード、ソフトの両面においてさまざまな施策を推進しております。

まず、ハード面におきましては、本市に32施設の避難所を指定するとともに、情報集約、緊急対応のかなめとなる市本庁舎に加え、支援物資の集積場としてや災害ボランティアの受け入れ基地となる交流防災拠点施設アエルワに加え、1時間に3,000個の製造能力を持つおにぎり製造機2機を備える学校給食センターを整備しております。さらに、その周辺には、物資、負傷者の搬送用ヘリポートや市民約4万人の飲料水を3日以上確保できる配水池を整備することで、市民の安全と安心を守る防災拠点を形成してございます。これらに加え、発災後、必要となれば、速やかに仮設住宅の建設に着手できるよう、吉野、土成、市場の旧庁舎跡地などに防災広場を整備し、建築場所を確保するとともに、指定避難所の耐震化や備蓄倉庫の建設など、防災関連施設整備を行ってまいります。

また、ソフト面におきましても、自助、共助、公助の強化を目的とした取り組みを進めておりまして、その主なものといたしましては、自主防災組織の活性化、救援機動隊の結成とハイパー消防団員の認定、各種団体との連携体制の構築などがあります。

まず、自主防災組織の活性化につきましては、自治会を単位とする自主防災組織の結成を進めるとともに、各組織間の協力体制を構築し、円滑な避難所運営が可能となるよう自主防災組織の連合化を推進しております。

次に、消防団に関連する事項におきましては、平成28年に市職員による救援機動隊を組織し、迅速かつ柔軟な救援活動を行う体制づくりを実施しております。

さらに、各種団体との連携体制の構築につきましては、大規模災害時における医療救援活動や福祉避難所の開設等に関し、関係機関、団体との協定締結を進め、避難所、被災者支援ネットワークの広域化を図っております。中でも、福祉避難所につきましては、高齢者や障害者の方々を対象として、民間の福祉施設等と協定を結び、その確保に努めておりますが、今後は、本市が現在進めております旧阿波庁舎利活用事業におきまして、妊産婦の福祉避難所として活用できるよう取り組む予定としております。

このように、本市では、発災が予想される災害を迎え撃つ防災対策を計画的に推進しており、さまざまな手法と視点を複合的に組み合わせた防災・減災対策に取り組み、市民の皆様方の安全と安心のための施設をつくってまいりたいと考えております。

続きまして、3点目のご質問でございます、平成17年度から平成29年度までの年度

別阿波市の耐震診断の件数、補助金の件数、補助金の金額についてお答えを申し上げます。

本市では、大規模地震の発生時に、建物の倒壊や家具の転倒などによる圧死から身体を守るための対策といたしまして、木造住宅の耐震化を推進してございまして、耐震診断や耐震改修などを実施する場合の補助制度を設けております。最初に、この制度によります過去3年間の実績を説明させていただき、平成17年度から平成29年度までの年度別の実績につきましては、13年分ございますので、合計による実績の説明とさせていただきます。

まず、過去3年間の耐震診断支援事業の実績といたしまして、平成27年度につきましては88件で、補助額は325万6,000円でございます。平成28年度は90件で333万円、平成29年度は69件で255万3,000円でございます。また、この事業の平成17年度から平成29年度までの実績は784件で、補助額は2,629万2,000円となっております。

次に、過去3年の耐震改修支援事業の実績といたしましては、平成27年度は7件で、補助額は630万円、平成28年度は10件で900万円、平成29年度は18件で1,620万円と、増加傾向にあります。また、この事業の平成17年度から平成29年度までの実績は46件で、補助額は4,140万円となっております。

なお、耐震改修支援事業に加え、耐震化関連の平成17年度から平成29年度までの事業実績についても説明をさせていただきます。

まず、住まいの安全・安心リフォーム支援事業は25件で、補助額は1,166万4,000円、住宅の住み替え支援事業は12件で、補助額は358万2,000円、耐震シェルター設置支援事業は3件で、補助額は240万円であります。

事業の実績は以上のとおりでございますが、県の被害軽減に向けた予防対策では、木造住宅の耐震化を100%実施できれば、亡くなる人の数を90%減少させることができるとされてございまして、さらに感震ブレイカーによる火災発生対策などを講じることで、亡くなる方の人の数は限りなくゼロに近づくと予測されておりますので、本年度より補助金額を増額し、対象者が利用しやすい助成枠に拡充したことで、木造住宅耐震化普及の促進を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい樫原賢二議員の代表質問の1問目の南海トラフ地震についての2点目、内陸型企業誘致の推進について答弁させていただきます。

ご質問であります内陸型企業誘致の推進につきましては、本市の最重要課題の一つであると認識しております。平成23年の東日本大震災を教訓に、沿岸部にある多くの企業では、津波に対する危機管理意識が高まり、今後30年以内に高い確率で発生すると言われております南海トラフ巨大地震に対する備えとして、沿岸部から内陸部へ生産工場を全面移転することや、また被害を最小限に抑えるため、生産工場を少しでも内陸部へ分散化するなど、多くの企業が意識しているところであります。このようなことから、本市が内陸部にあるというメリットをアピールしながら企業誘致を推進するためには、効果的施策を講じていかなければならないと考えております。

そこで、本市では、内陸部への生産工場の全面移転や工場の分散化にも対象となる優遇措置として、近年の多様化した企業にも対応できるよう、対象業種の拡大や雇用奨励金を増額した阿波市企業立地促進条例に改正し、今年4月からスタートするなど、企業誘致の推進に取り組んでいるところであります。

また、企業誘致を推進するに当たり、市が先行取得をしてはどうかであります。樫原議員のお話にもありました、荒廃農地などを活用して用地を先行取得して造成していくことは、企業誘致に大変有効な手段の一つであると考えておりますが、本市においては、現在企業のニーズに合わせ適地を選択し開発する、オーダーメイド型の企業誘致を推進しております。また同時に、先般旧市場町の学校給食センター跡地に、東京の子ども服メーカー株式会社リトルアンデルセンも進出していただいたように、公共施設を有効活用した企業誘致にも積極的に取り組んでいるところであります。

今後におきましても、本市が内陸部にあることや災害に強い町であるということを念頭に置き、企業が望む立地条件に迅速に対応し、企業の早期創業につながるよう関係各課が一丸となって企業誘致を進め、雇用の創出や若者定住が図られるよう努力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 樫原賢二君。

○15番（樫原賢二君） ただいま1の項、3の項と、安丸部長から詳しくご説明をいただきました。今後、この30年以内に70%、80%の地震の確率、また耐震、平成17

年から29年、これからも延々と耐震の推進、これをせねば、いつ地震が起きるやわからんというような地震国でございます。そういうことで、1の項、3の項につきましては、再質問はいたしませんけれども、2の項について、少し再質問をしたいと思っております。

答弁の中に、東京の子ども服メーカーのリトルアンデルセンを誘致されたということでございます。また、この企業につきましては、相当な優良企業のように聞きました。また、先ほど農地放棄地等々のご説明もございましたが、特に私が旧町時代には、どうぞ用地もこういうふうでございます、こういうふうな設備もいたしますということで、どうぞお越してくださいというような温かい意思表示をした経緯を聞き及んでおります。そういうことで、現在阿波市が、合併以前からある土地でございますが、まず1点目の阿波町北原5番地1、面積が2,177平方、これは旧の阿波町の役場跡地でございます。それから、市場町香美八幡本115番地2、これが面積が796平米、これは旧の中消防署跡地でございます。また、県道沿いで最も場所的にもええとこでございますけれども、土成町吉田字御所屋敷の225番地2、面積が1,049平米、これは旧の阿北北消防署跡地などが現在あいているのが現状でございます。

先ほどから言われましたように、沿岸部には、もし事あったときには遅いのでございます。どうぞ今からでも遅くはございません。広報もええし、県内に知らせて、これも一つのこういう優良企業地がございますということアピールしていただいて、働く職場確保のためによりしく願いを申して、この2番目の項につきましても、これで結構でございます。

続いて、通告してございますように、市営住宅についてでございますが、これ市営住宅について何人もの議員が質問を出されておりますので、重複するかもわかりませんが、よろしくお取り計らいをお願いを申し上げます。

それでは、まず1点目、市営住宅の町別4町の利用できる住宅件数ですね、市民よりまだまだ使用ができるのに入居できないとの苦情があるわけでございます。少しの補修費で利用できるようになるのでないかと、こういうふうな質問が市営住宅に関しての1つ目の質問でございます。

また、2つ目につきましては、市営住宅についての平成17年から、合併からですけれども、29年度、去年までの年度別家賃の収納率、パーセンテージの説明をお願い賜つたらと、これが2番目でございます。

また、3番目につきましては、連帯保証人、これが厄介な問題でございまして、保証を

頼んで来たら、うん、しゃあないな、ほなしたげようということで、私のところへ相談が来とんですが、市から再三再四催促が来るんじやと、非常に迷惑千万じやというようなことで、これについては、どのような法的な問題があるのか、特にこれ詳しくご説明を願えたら。

こういふことで、市営住宅の問題で、1番、2番、3番と連続でご説明を願えたらと、こういふことでよろしくご配慮願います。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい榎原賢二議員の代表質問の2問目、市営住宅について、1点目、市営住宅の町別の利用できる件数、2点目、平成17から29年度までの年度別家賃の収納率、3点目、連帯保証人の扱いはについて、3点のご質問をいただいております。一括して答弁いたします。

まず、1点目の市営住宅の町別の利用できる件数についてお答えいたします。

本市で管理しております市営住宅は73団地、1,059戸で、このうち利用可能な住宅は884戸となっております。町別の内訳を申し上げますと、吉野町は管理戸数が351戸で、利用可能な住宅が339戸、土成町は管理戸数が59戸で、利用可能な住宅が24戸、市場町は管理戸数が310戸で、利用可能な住宅が230戸、阿波町は管理戸数が339戸で、利用可能な住宅が291戸となっております。

今後、利用可能な住宅につきましては、経年劣化の状況、築年数などを考慮しながら管理していきたいと考えております。

次に、2点目の平成17から29年度までの年度別家賃の収納率についてお答えさせていただきます。

住宅家賃等の収納対策につきましては、平成26年4月に施行された阿波市債権管理条例などにに基づき、未納が発生した時点で、20日以内に督促状、年に1回催告書の送付及び担当職員による電話催告、訪問徴収などを実施し、個別交渉による収納に努めているところでございます。その結果、住宅家賃の収納率につきましては、現年度分ではございますが、合併初年度の平成17年度は78.64%でありましたが、平成25年度が88.95%、平成26年度が90.31%、平成27年度が90.81%、平成28年度が92.61%、平成29年度におきましては、調定額が8,244万7,000円、収納額が7,654万5,200円で、収納率92.84%と、着実に収納率を伸ばしており、合併当初と比較しますと、14.2%向上しております。

今後とも、収納率向上を重要な課題として取り組み、あらゆる方策を講じながら、未納者へ納付を促し、公平公正な収納の確保を図っていきたいと考えております。

次に、3点目の連帯保証人の扱いはについてお答えいたします。

まず初めに、連帯保証人の性格について説明させていただきます。

連帯保証人は、民法第446条第1項において、滞納者である債務者が返済できない場合、かわりに返済をする義務を負うことに加えまして、同法第452条の催告の抗弁権、453条の検索の抗弁権、456条の分別の利益がないことから、納付請求を受けた場合に、先に契約者である入居者に請求することや入居者の財産を差し押さえるよう主張することは一切できず、滞納額全額について支払わなければならないことになっております。このことから、入居手続の際に、人的担保を得るため、連帯保証人を2名つけていただき、契約書である請書に記名及び自治体に登録した実印の押印をいただき、印鑑証明書及び関係書類を添えて契約を締結しております。今後も、引き続き3カ月以上未納のある入居者の連帯保証人につきまして、納付指導依頼をするとともに、入居者と連絡がとれない住宅については、明け渡し請求などの執行時に協力を得るなどしまして、より一層の収納事務に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 檜原賢二君。

○15番（檜原賢二君） ただいま川野建設部長から、1の項、2の項、3の項と、ご説明があったわけですが、一番びっくりするのが、収納率が上がったということですが、これは、恐らく先ほど私が質問しましたように、連帯保証人にかなりきつい勧告をしたように思われます。私のところへ相談に来とる人も、泣きながら、どうしてこないにくるしめられるんだろうと言う方もおられるわけですが、何分これも先ほど川野建設部長からご説明あったように、法的な、同法452条、453条、456条と、法律にくぐられとるもので、一旦保証すれば、払わにゃあいかん。非常にこれ厄介な問題ですが、十分この点を考慮しながら、今後住宅行政がスムーズにいくようお願いをするわけですが、

2点、3点につきましては、質問はいたしません、1点目の質問をさせていただきます。

再質問ですが、先ほど吉野町では351戸で、利用可能な住宅が339、使えないのは12戸、それから土成町では管理戸数が59で、利用可能住宅が24、すなわち

35が使えないと。また、市場町におかれましては310戸で、利用可能な住宅が230戸で、利用できないのは80戸でございます。その次が、阿波町は339戸で、利用可能なものが291戸、48件が利用できないということで、やはりトップに市場町が一番多いわけでございます。

そういうことで、使えない住宅が、これ100件に上るわけでございますが、これについて再度今後どのような取り組みをするのか、吉野町、土成町、市場町、阿波町、順次ご説明願ったらと思います。よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、阿波みらい榎原賢二議員の代表質問2問目の市営住宅についての再問でございます。空き住宅について、今後どのように取り組んでいくのかという再問にお答えいたします。

議員ご指摘の空き住宅、それぞれ合計いたしまして、空き住宅が175戸ございます。この住宅は、昭和30年代後半から50年代前半に建設された団地で、耐用年数が経過しておりまして、経年劣化により老朽化が進んでおるところでございます。これらの団地は、先ほども申しました、災害時に致命的な被害が発生するおそれがあり、入居者に対して安全・安心に提供ができないため、除却予定団地として指定しており、空き家となった住戸につきましては、政策空き家として入居者の募集を取りやめておるところでございます。

このような経緯もあり、市営住宅の提供につきましては、比較的新しい、また修繕費の負担が少ない団地を選定しまして提供させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 榎原賢二君。

○15番（榎原賢二君） ただいま使えない家については説明がございましたが、特に今後この点については十分市民に理解をしていただきながら住宅行政を推進していただきたい。

また、今回非常に合併以来年々年々収納率がよくなっておるんですが、今後ますます建設部長を軸として頑張っていただくことをお願い申し上げて、この再質問はいたしませんけれども、なお実は先般西暦2018年、平成30年12月2日の一戸建て団地再生へ新制度と、これは政府が出しておるんですが、先ほど30年代、40年代と言われましたけ

れども、今度新しく法制化いたしまして、一戸建て団地の再生新制度というのが徳島新聞の朝刊で発表されておるので、これもひとつ参考にしていただいて、住宅行政が、ただ古いけんめいだらええとか、どうじゃこうじゃでなしに、前へ前へと進めていただくことをお願い申し上げる次第でございます。

また、私の質問はこれで終わるんですが、このたび阿波みらい代表質問という大役をいただきまして、一生懸命やっけてまいりました。どうも本日はありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これでは阿波みらい榎原賢二君の代表質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、志政クラブ木村松雄君の代表質問を許可いたします。

志政クラブ木村松雄君。

○16番（木村松雄君） ただいま議長の許可をいただきましたので、志政クラブ代表質問、16番木村松雄、ただいまより始めたいと思います。

質問は、1点目に阿波市センターパーク（仮称）の概要と進捗状況について、2点目には阿波市緊急通報装置貸与事業について、3点目には平成31年度、新年度でございますが、の取り組み方針についての3点を通告してありますので、順に進めてまいります。理事者には、明快なる答弁を求めるところであります。また、答弁内容によりましては、再問、再々問の流れになろうかと思っております。

先般、11月23日の勤労感謝の日でございましたが、宮川内谷川の清掃活動につきまして徳島新聞にも不法投棄の現状というようところで報道をしていただきました。当日は、早朝より、摂氏4度、5度という冷たい朝でございましたにもかかわらず、市当局、また市の職員の皆さん方、また地元の皆さん方、総勢200人余りのご参加をいただきまして、不法投棄の回収作業を行いました。教育長にも作業服を着て参加をしていただきました。その日は、私も、午前中には終わったわけなんですけど、午後からは本当にすがすがしい気持ちになりました。というのは、参加された皆さん方、私だけではないと思っております。本当に大変ご苦労でございました。ありがとうございました。

平成30年も、はや12月5日でございます。今年の印象は、何といいましても、春に

市議会議員の改選がございました。7人の方の仲間がありました。今後の皆さん方のご活躍に期待をしておるところでございます。また、猛暑の夏、台風の襲来、そんな平成30年も、もう少しで暮れようとしております。そんな中での第4回阿波市議会定例会でございます。

少々前置きが長くなりましたが、それでは1点目の阿波市センターパーク（仮称）の概要と進捗状況についてであります。この用地取得につきましては、本会議に庁舎北側公園整備用地の取得、議案第71号として上程されています。阿波市内には、合併以前より恵まれた自然や歴史、文化を生かし、各地域にさまざまな公園が整備されています。例えば、土柱のような雄大で自然が満喫できる公園、屋外スポーツなどが楽しめる土成緑の丘スポーツ公園、郷土の誇りや功績を後世に伝えることができる、三木武夫先生の銅像が立つ土成中央公園、子どもたちが遊具などで楽しく遊べる、阿波町にあるそよかぜ広場、そして地域の人たちが触れ合え、各地域にあるコミュニティー公園など、このように公園は、観賞やスポーツ、歴史、文化の継承、また子どもたちの遊び場としての機能を有していることから、地域のニーズや特性を生かして、公園の整備を進めることが重要であると思います。

そこで質問ですが、市が計画している阿波市センターパークについて、その概要と進捗状況についてお聞きいたしたいと思っております。

本市は、平成24年度から取り組んでいます、やすらぎ空間整備事業の一つとして、市役所から北へ上がった金清温泉白鳥荘跡に、現在金清自然公園の整備が進められておりますが、同時に計画を進めている公園として、今議会の開会日に開催されました観光開発特別委員会の中でも説明がありましたが、庁舎北側の用地を購入しまして整備を進めている阿波市センターパークについては、どのような目的で、どのような公園として整備するのか、また広さはどれぐらいなのか、公園の概要と進捗状況について、そして②の今後の予定もあわせての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブの木村議員の代表質問の1問目であります、現在進めております庁舎北側の公園整備でございますが、仮称であります、阿波市センターパークの概要と進捗状況についての1点目の事業の概要、2点目の今後の予定ということで、一括して答弁させていただきます。

阿波市センターパークにつきましては、平成24年度から実施しております、やすらぎ

空間整備事業の中の一つの事業として、地域産業に刺激を与え、観光客の増加につなげるための空間整備、また市民の方などが世代を超えて集い、安らげる、健康づくりを目的として実施しております。本事業では、桜やもみじなどの植樹を初め、西のエリアには土柱ふれあい公園、東のエリアには宮川内谷川公園の整備を既に終えているところでございます。現在では、金清温泉白鳥荘跡に新たな公園の整備に取りかかっているところであります。

そこで、1点目の事業の概要であります。公園の内容につきましては、昨年の第4回阿波市議会定例会における観光開発特別委員会や全員協議会、また今議会の観光開発特別委員会でもご説明させていただいたところではあります。阿波市センターパークは、本市の中心部にあるという立地条件を生かし、野外イベントや市民が交流できる多目的広場、ウォーキングやジョギングができる遊歩道、お遍路さんの休憩や癒やしの場として、あずまやや展望広場などを設置する予定としており、子どもから大人まで、多くの方が楽しめ、近隣住民の方にとっても気軽に利用できる公園と考えております。また、防災拠点施設アエルワでのイベント時や災害時には、臨時駐車場としても利用できるように考えております。公園の面積につきましては、約6,000平方メートルを予定しております。

次に、2点目の今後の予定であります。現在全ての地権者との仮契約を交わしておりますが、購入する面積が一定要件を超えておりますので、今議会に土地の取得についての議案を上程させていただいております。ご承認がいただければ、速やかに所有権の移転登記手続を行い、今年度中に測量設計に取りかかり、あくまで予定ではあります。平成31年度中の完成を目指して公園整備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(副市長町田寿人君「議長、小休お願いします」と呼ぶ)

○議長（森本節弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時31分 再開

○議長（森本節弘君） 会議を再開いたします。

木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長より答弁いただきましたが、内容につきましては、イベントや市民の交流の場としての多目的広場、遊歩道など、子どもから大人まで幅広く利用できる公園として考えている、面積といたしましては約6反、6,000平米である、さら

にはイベント、災害時には臨時駐車場としての活用も考えている、今年度中に設計業務に取りかかり、平成31年度中の完成を目指している、そのような答弁内容でございましたので、了といたします。

ただ1点だけ再問として、部長の答弁の中に事業予算の説明がなかったかなと思いますので、おおむねアバウトの数字で結構でございますので、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の再問、センターパークの事業費について答弁させていただきます。

阿波市センターパークの事業費につきましては、既にも実施しております不動産鑑定料と今後予定をしております用地取得費、公園設計費、工事費などを含めまして、概算ではございますが、総額で約1億3,000万円程度と考えております。

なお、この事業につきましては、この公園整備には国の社会資本総合交付金を活用して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 総額で約1億3,000万円ということですが、一部用地取得費が高いというご指摘もあるわけですが、これだけの予算を投入するわけですので、その効果には大きな期待を寄せています。市民の皆様の憩いの場として、私も完成するのを心待ちに楽しみにしております。担当部のさらなるご努力を要請しまして、この項を終わります。

次に、2点目の阿波市緊急通報装置貸与事業についてであります。我が国の高齢化率は、平成28年時点で27.3%、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっております。少子化の影響から、日本人の人口は今後も減少傾向にあり、さらに高齢化が進んでいくものと思われま。そのような状況の中、高齢者だけの世帯や高齢者のひとり暮らしが多くなっています。高齢者ひとり暮らしの世帯は、平成27年には240万1,000世帯、全世帯数の5%程度に、65歳以上の人口に占める割合では、男性の13.3%、女性の21.1%がひとり暮らしであります。また、子どもとの同居率では、昭和55年に70%が同居をしていたのが、平成27年には39%まで減少しています。子どもとの同居率については、今後ともその傾向は続くと予想され、高齢者のひとり暮らしはふえてい

くものと思われます。本市においても例外ではないと思います。65歳以上の人口は33.4%になっていると思います。

この件につきましては、平成23年の第4回阿波市議会定例会において、私も一般質問で触れさせていただきました。当時の市内のひとり暮らしの高齢者にどのような支援をされているかとの問いに、当時の理事者の答弁は、平成18年より緊急通報装置貸与事業により高齢者等のひとり暮らし及び重度身体障害者に対し装置の貸与をしまして、関係機関及び地域住民の協力を得ながら、緊急連絡の手段を確保し、ひとり暮らしの高齢者等の不安を解消し、住みなれた地域でいつまでも元気で安心して生活できるよう、なお一層の支援を図り、福祉向上に取り組んでいきたい、貸与状況は178人となっている、その当時は、そういう内容の答弁でございました。近年の高齢者数は増加傾向にあり、この事業の重要性はかなりなものがあると思います。

そこで、現在の利用状況についての説明を求めます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ木村議員の代表質問2問目、阿波市緊急通報装置貸与事業についての現在の利用状況について答弁いたします。

先ほど議員もおっしゃいましたとおり、緊急通報装置貸与事業は、ひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者の方に対し緊急通報装置を貸与し、関係機関及び地域住民の協力を得て、緊急連絡等の手段を確保することで貸与者の不安を解消し、福祉の向上を図ることを目的としております。

貸与の条件といたしましては、装置の取り付けが可能な固定電話を保有していること、近隣の住民で、何かあったときに駆けつけることができる協力員を最低2名以上得られることとなっています。また、申請書には、民生委員のご意見を書いていただくことになっています。病気等、緊急連絡を行う必要があると思われる方が設置対象となるため、申請後、地域包括支援センターの職員が訪問調査を行います。

利用状況については、平成30年4月から11月の間に新規申請7件、取り外し件数が15件、現在利用登録者数は103名となっています。委託先は、三好市の株式会社シーモス、委託料は1件当たり月額1,166円です。利用者は、装置の貸与料は無料ですが、装置の電池代は新設以降は自己負担となっています。徳島県内で緊急通報装置の契約をしている自治体は、阿波市を含め17市町村となっています。ボタンを押すだけでシー

モスのベルセンターにつながり、相談を受けてくれたり、通話内容により、近隣の協力員に利用者の状況を確認依頼したり、緊急時には救急車の手配を行い、迅速な対応を図っております。また、毎月ベルセンターの職員から利用者に連絡し、体調の確認や緊急通報装置の使用法の練習を行い、本人の見守りや適切な利用に努めています。このように、緊急通報装置貸与事業を実施することにより、今後も見守り体制を維持するとともに、住みなれた地域でいつまでも元気で安心して暮らせるよう福祉の向上に取り組んでまいりたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長より答弁いただきましたが、現在の利用者は103名で、三好市の事業者に委託している、委託料は1件当たり月額1,166円であるということですが、利用者が平成23年の178名よりかなり減少はしております。その原因は、私もよくわかりませんが、多分施設の増加、あるいは充実、そういったことが要因かとは思われますが、この装置は、24時間昼夜を問わず、専任のオペレーターが対処をしてくれるという装置でございます。体の異常を感じたら、緊急のボタンを押すだけで、あらかじめ登録しておいた方にコールセンターから通報してくれる、ひとり暮らしの高齢者の不安を払拭できる、そういうシステムですので、有効に活用していただきたい、そのように思います。

そこで、再問なんですけど、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者だけでなく、一定の年齢以上で希望者には、有償の条件で設置可能な制度にしてはどうかについて答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議長の許可をいただきましたので、木村議員の再問、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者だけでなく、一定以上の年齢で希望者には有償でも設置してはどうかということについて答弁いたします。

現在、緊急通報装置の貸与事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、近隣に扶養義務者がなく、緊急連絡を行う必要があると認められる者、外出困難な重度の身体障害者で、緊急連絡等の手段として装置の必要があると認められる者が対象となっております。高齢者世帯で、夫または妻が入院や施設入所により、実際ひとりで暮らしている方も設置しておりますが、病気等緊急連絡を行う必要があると思われる方が対象となりま

すので、全てのひとり暮らしの高齢者が設置できるものではありません。しかし、ひとり暮らしや高齢者のみなどという取り決めはなく、自費にて株式会社シームスと契約し、緊急通報装置を設置することは可能となっております。今後、緊急通報装置貸与事業についてのニーズを把握するとともに、地域の協力者や民生委員の意見等もお聞きしながら、この事業について調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長から答弁をいただきました。現在の制度では、おおむね65歳以上で、さまざまな条件をクリアし、なおかつ装置の設置が必要であると認められた方が対象である。自費で設置するなら、その限りではないと、そういう内容でございました。

先日も、70歳代の方が、ひとり暮らしなんです、新聞が2日、3日たまっておるといようなことで、近所の方が異常を感じ、家へ行って、家は当然ぐるっと施錠してありますので中へ入ることはできませんが、外から大きく声をかけましたら、中からかすかに反応があったらしいんです。ですけども、鍵を壊して、ガラスを割って入ることはできませんので、身内の方が国府におられますので、その方に連絡をして、来ていただいて、そして中を確認したら、中で倒れておったというような状況がございました。その方も、すぐに救急車で市内の病院に搬送されたわけなんです、非常に発見が遅くて、命は取りとめたわけなんです、手術もできない、どうにもならないというような医師団からの説明があったと聞いております。多分、こういう緊急通報装置があっても、全ての方が助かるというのではないんです。しかしながら、そういう措置があれば、そこに本当にはいもって行ってでも、その緊急のボタンを押せば、もっといち早く発見して、対処の方法があったんじゃないかなと思います。多分、その方は、復帰はできない、復帰できても車椅子になるかなというご親戚の方の、そういうお話でございました。

ひとり暮らしの皆さん方には、民生委員の皆さん方、あるいは地元の老人会の皆さん方に見守り隊として、そういうようなこともお願いしているわけでございますが、それとて限界というものがあります。ですので、でき得る限りの支援が行政にも求められるものだと思います。装置設置の要望があれば、部長、事務的などがスムーズに進んで設置ができるというような、そういうシステムをぜひ構築をしていただきたいと。救える者が一人でもあれば、それは救ってあげたいというのが、私の心境でございます。

いずれにいたしましても、担当の介護保険課においても、この装置のシステムの説明を十分にさせていただいて、対話をしていただきたいと、そのように思います。担当課の役割はますます重要になると思いますので、なお一層のご努力をお願いしたいということで、この項は終わります。

次に、3番目の平成31年度、新年度の予算の取り組み方針はの件でございます。

本市は、ご承知のように、平成17年4月1日に阿波市として発足いたしました。来年度、31年度で15年目を迎えるわけでございますが、その間市民の皆様方のご理解、ご協力をいただき、また職員の方のご努力もございまして、県内ほかの自治体と比較しても、おおむね健全な財政運営がされているものと思っています。

しかしながら、自主財源に至っては、33.2%と、乏しい本市にとりましては、国、県に頼らざるを得ない、依存財源68.8%になっているのも現実であります。地方交付税が減少していく中で、新年度の予算編成をどのようにお考えなのか、また事業の予定があれば、あわせての答弁を求めます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、志政クラブ木村議員の代表質問、新年度予算の取り組み方針についてお答えを申し上げます。

初めに、国の予算編成につきましては、経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針が示され、この中で、地方財政におきましては、まち・ひと・しごと創生事業費を含め、懸念しておりました地方の一般財源総額の確保につきましては、平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされております。

これら国の方針を踏まえ、本市におきましては、去る11月1日付で、平成31年度の予算編成方針を策定し、各部局長への通知、職員説明会の開催などを経て、現在編集作業を行っているところでございます。

平成31年度の予算編成方針では、全国的な課題であります人口減少や高齢化社会の到来によりまして、将来的な税収等の確保に対する不透明感、社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化対策、また平成28年度から始まっております普通交付税の合併特例によりまして激変緩和による段階的な縮減など、一般財源の確保は年々厳しさを増していく現状を強く認識をいたしまして、あらゆる経費に聖域を設けず、事業の効果や必要性などを検討していくこととしております。このように、年々一般財源が減少する厳しい財政状況の中、昨年度よりスタートいたしました第2次阿波市総合計画の実現に向けまして、市民

のための重点施策を着実に推進していく必要があると考えております。

議員ご質問の新年度予算の中でどのような事業を予定しているのかにつきましては、現在のところ予算要求はまだ出そろっていない状況でございますので、継続事業につきまして当初予算に計上を予定している主な施策について申し上げます。

まず、ハード面では、2020年4月開園予定の柿原、市場、久勝、伊沢、林地区の認定こども園施設整備事業や土成図書館・公民館改築事業、また主要幹線道路整備として、矢松田中線改良工事や市民生活に直結する上水道整備等をするための出資費用といたしまして、土成連絡管布設整備及び小倉配水池築造整備、さらには阿波市公共施設個別管理計画に基づく県運転免許更新センターと子育て支援センターなどを併設した旧の阿波庁舎利活用改修事業に取り組む一方、ソフト面では、来年4月の運行開始に向けて準備を進めております、本市で初めてとなりますデマンド型公共交通など、本市の将来にとって重要な施策を進めてまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（森本節弘君） 再開いたします。

木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 部長より答弁をいただきました。

普通交付税の合併特例である段階的な縮減など、財源の確保が厳しくなっていることを強く認識している、厳しい財政状況ではあるが、第2次阿波市総合計画の実現に向けて着実に推進していく、また新規の事業については出そろっていない、そういう答弁でございました。

各継続事業については、これは当然のことでございますので、事業の停滞がないように、しっかりと取り組んでいただきたい。そして、デマンド型公共交通につきましては、本市の長年の懸案事項でございますので、公共交通機関の少ない地域にとりましては、この事業は心待ちにしていたことだと思います。この件につきましては、この後同僚議員から質問が通告されておりますので、私はこれ以上申しませんが、やはり住民のニーズに的確に答えていただきたい、そのように思います。

再問として、市長にお聞きいたします。

新年度になれば、藤井市長は任期の折り返し地点、4年の中の折り返し地点を迎えるわけでございます。その年度の予算編成にはどのような思いで臨まれるのかについての見解をお聞きいたします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 志政クラブ木村松雄議員の代表質問の3問目、新年度予算の取り組み方針についての再問、市長としてどのような方針で臨まれるかについてご答弁いたします。

予算編成方針につきましては、本市の最上位計画であります第2次阿波市総合計画を基本としております。来年度は、この計画の3年目となることから、4月から実験運行を開始する予定の公共交通や本格着工する認定こども園整備事業、さらには土成図書館・公民館新築事業、また先ほど清風会の吉田稔議員から代表質問のありました旧阿波本庁舎の周辺整備事業などの重点施策をソフト、ハード両面からより着実に次の段階へ進めてまいりたいと考えております。

また、来年度の主な事業につきましては、先ほど企画総務部長のほうから説明しましたとおり、予算編成中であるため、現時点で具体的な施策等について申し上げることはできませんが、大きな方向性としまして、多様化する市民ニーズに対応していくため、子育て支援の充実や安全・安心のまちづくりなどに関して、新たな施策を展開してまいりたい、このように考えているところでございます。

今後におきましても、想定される人口減少や少子・高齢化に対して、引き続き健全な財政を維持しまして、限られた財源を真に必要な施策に振り向け、市民と歩む、輝くまちづくりの実現に向けまして邁進してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 木村松雄君。

○16番（木村松雄君） 市長より答弁いただきましたが、一昨年ですが、第2次阿波市総合計画を策定し、これを基軸に着実に進めるということが基本になろうかと思えます。

第2次総合計画の審議会の答申がされておりました。その答申の中にもうたわれております。本市が直面する最も重要かつ基本的な問題は、いかに人口減少に歯どめをかけるかということである、約10年間に築き上げてきた基盤を活用して、確実に前進させていく

ことで最重要課題として取り組まれない、そして最後には、組織全体で取り組むとともに、計画内容の進捗状況を随時把握して、そして進行管理に努められたいと締めくくられております。この中に最後に、随時把握をして進行管理に努められたい、これはやはり理事者の皆さん方は胸に刻んで進めていただきたいと思います。計画をして、実行しっ放しでは、これは成果もあらわれてこないと思いますので、常時把握をしてということが答申書にはうたわれております。総合計画は、2026年までの10年間でございます。今後も計画には本市のまちづくりの礎として取り組んでいただきたいと思います、そのように思います。

以上で通告してありました3項目は全て質問は終わりましたが、最後に、先般2025年国際博覧会の開催地が大阪市に決定になりました。大阪で開催するのは2回目ということで、8年後の開催に大きな期待感があります。その経済波及効果は2兆円とも言われております。本市にとりましても、この大きなチャンスを見逃す手はないと思います。観光面、あるいは農産物の供給等、徳島県も関西広域連合の一員としての県関係機関の情報収集し、阿波市観光協会、地元J Aとともに一丸となって、そのお取り組みをお願いしたい。そしてまた、阿波市のホームページにも関連のPRを精度を上げて掲載していただきたいと思います。大阪万博は、開催期間は半年なんです、それに至るまでの工事関係者、いろいろ人口が急激にふえて、やはり農産物の需要、そしてまた観光面にも大きくいい影響が出てくるかなと思いますので、来年でええわ、再来年でええわというんじやなくして、すぐにでも情報収集して取り組んでいただきたいと思います。木具政策監にも、県とのパイプをしっかりと持って、情報を阿波市に提供していただけるように。農産物の供給は、これは阿波市は農業立市でございますので、いろんな種類が需要大となると思われまので、ぜひともそのように取り組んでいただきたいと思います、このように思います。

以上で志政クラブ代表質問を終わります。

○議長（森本節弘君） これでは志政クラブ木村松雄君の代表質問が終了いたしました。  
暫時休憩いたします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番松村幸治君の一般質問を許可します。

11番松村幸治君。

○11番（松村幸治君） それでは、議長の許可をいただきましたので、阿波清風会11番松村幸治、一般質問をさせていただきます。

昨日は、徳島市で26度何ぼと、非常に暖かいというより、暑いような一日でございまして、何か明治以降統計とり始めてから一番12月で暖かい日だったということで、また週末からは一遍に17度ぐらい最高気温が下がるということで、市民の皆様にもどうぞお風邪召さんように気をつけていただきたいと思います。

それでは、今回私3つほど質問を提出しております。1つ目が職員の人材育成について、2つ目がデマンド型交通について、3つ目がふるさと納税についてでございます。今回のこの3つ質問の中から、まず初めに職員の人材育成について質問を申し上げます。

現在、全国の地方自治体は、高齢化が進行する中で、医療、介護、子育て支援など、社会保障への対応、人口減少対策、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施、公共施設のマネジメント等、新たな政策課題に直面しております。また、四国内においても、人口減少、高齢化が全国平均より速く進行する中で地域の活性化、災害や環境に対する安全・安心の確保、外部環境変化に対応した産業活性化の展開、豊富な地域資源の活用と魅力の創出、圏域内外における結びつきの強化、中山間地域等の活性化などが課題となっております。

当阿波市におきましても、この例外ではございませぬ、これらの課題を解消するため、現在比較的健全な財政状況のもと、市内一丸となって取り組んでいく必要があると考えます。平成17年4月1日に阿波市が誕生し、市職員は合併後14年目を迎えておりますが、この間約120名の削減がなされております。私は、本市の職員は非常に優秀な職員が多く、頭の下がる思いではあります。市職員に求められることは、ひとえに市民に尽くすという姿勢であると思います。つまり、常に市民の生活をよりよくするにはどうすればいいかを考え、行動することが大切であると考えます。加えて、日ごろから社会情勢全般に目を向けたり、他の自治体の課題と施策を研究したり、みずからの専門分野の知識を深めたりすることも欠かせません。そして、長期的ビジョンに沿って地域社会をつくることや市民と協働でまちづくりに参画すること、このことはまた後でも出したいと思いますが、市民と協働でまちづくりに参画をすること、やりがいを感じるということが重要であります。また、これからの市役所職員には、地域の課題の解決策を見出す発想力、与えられた仕事を効果的にさばくための創意工夫、そして何より地域社会に貢献したいという強い思

いが求められると考えます。

ここで質問に入ります。

阿波市を活性化させるためには、行財政改革を推進する一方、社会情勢や地域の特性を踏まえた職員の人材育成は不可欠であると考えます。そこで、1番目に、現在の取り組みについてと、2つ目に今後の方針についてを質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の一般質問、職員の人材育成について2点ご質問をいただいております。一括してお答えを申し上げます。

まず、1点目の現在の取り組みについてお答えいたします。

若手職員の人材育成として、職員としての自覚と意識の確立を図り、職務上必要な基礎的知識、技能等を習得させ、全体の奉仕者にふさわしい職員を養成するための研修を実施しております。まず、平成30年度採用職員の新人職員研修といたしまして、阿波市の総合計画、財政等の研修、接遇研修、消防・防災研修のほか、実地研修といたしまして、阿北特別養護老人ホームでの介護実習、可燃ごみの収集作業、中央広域環境施設組合及び阿北環境整備組合の現地見学などを行っております。さらに、県自治研修センターにおきまして5月に5日間実施をされました、市職員全体の奉仕者としての意識、心構えの確立を図る研修や新規採用職員としての必要な基礎知識や態度等を習得するための研修に参加しております。また、10月には4日間、後期研修といたしまして、前期研修後の職場における実務経験をもとにした、より高度な知識及び技能を習得させるとともに、その応用能力の向上を図ることを目標とした研修に参加しております。また、全職員向けの研修といたしましては、市町村アカデミーを初め、県自治研修センター等が開催する課長級研修、課長補佐級研修、係長級研修等の階層ごとの研修、税務職員研修、法制執務研修、また新地方公会計研修等にも参加もしております。これらの研修等を受講することに加え、それぞれの職員みずからの努力によって能力を身につけることにより、公務能力の向上につながるものと考えております。

続いて、2点目の今後の方針についてお答えを申し上げます。

人材育成の基本は、職員が十分能力を発揮できるような仕組みを構築していくことが必要であると考えております。今後におきましても、職員の育成に主眼を置き、各職員が自

主的に行う資格取得等に対し奨励、支援するとともに、現在も実施しております、職員として職務遂行に必要な実務能力を初めとする各部署に必要な研修は引き続き行ってまいります。また、全体の職員研修の中でも、特に中堅以上の職員を対象とした、公共政策のさまざまな分野の研修も幅広く実施をいたしまして、職員のレベルアップを図ってまいりたいと考えております。また、今後におきましても、県市町村課研修、徳島県後期高齢者医療広域連合への職員派遣等による人材育成の取り組みについても、引き続き実施してまいりたいと考えております。

さらに、今後適材適所の人材配置、的確な任用、自己啓発促進や勤務意欲の向上などにつながる人事評価研修につきましても、平成28年度より実施をしております。組織の発展には、人材の育成が欠かすことができないものと認識をしておりますが、個々の職員が能力を十分出せるよう、今後におきましても積極的な人材育成を図り、市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま答弁いただきまして、部長からは、職員の資格取得における奨励、支援を行っていくつもりであるということをお聞きいたしました。どうかどんどん支援をされるようお願いをいたします。昔から、人は石垣、人は城と申しますが、職員の意識改革など、スキルアップは組織にとって、ひいては市民にとって非常に大きいものであると考えます。

そこで、もう一点、町田副市長にちょっと再問をいたします。

阿波市の活性化につながる人材育成とは、町田副市長、どのようにお考えになっておられるのかということをお答えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の再問に答弁させていただきます。

阿波市の活性化につながる人材育成についてどう考えるのかという趣旨ではありますが、現在国においては、地方自治の新時代を迎えており、それに的確に対応するために、みずからの責任において、社会情勢の変化を踏まえながら、それに柔軟性を持って弾力的に対応することが望まれております。そういった中で、職員一人一人の潜在能力を最大限に引き出して、ひいては市民の生活向上につながっていくということでございます。議員も言

われましたように、阿波市の職員は、個々のスキルは非常に高いものがあると思っております。そして、阿波市におきましては、合併して14年目を迎えており、かなり市民ニーズも変わってきていると思います。そういった中で、地方自治の中で、過去でありましたら、行政区域内の一体感を持って仕事をしていればよかったんですが、昨今の時代では、特に医療、教育、福祉の分野におきましては、多種多様性といいますか、きめ細やかな部分が必要とされており、それを補完していくには、やはり人材育成が必要であって、未来への人づくりはまちづくりということでございます。そして、その方法として、3つあると考えております。1点目は、自己啓発ですね、自己研さん。公務員といえども、24時間365日ということで1年間になっておりますが、これも勤務外でございますが、そういった中でもインターネットやスマホなどを使って、自分の時間をつくって、いろんなスキルを上げると。OJTといいますか、これも職場内研修でございまして、これは上司とか同僚とのコミュニケーションをとったり、職員研修におきましては、コンプライアンス、接遇、またメンタルヘルスなどが考えられます。そして、もう一つが職場外研修ということで、外部から阿波市を見詰めてみる、それと外部の組織のよいところを吸収すると、こういったことが考えられ、これからの職員においては、今までは国や県の受託事務とかを淡々とこなしていればよかった時代であります。これからは、みずからの責任において企画立案して、政策を執行することによって、またその事業についても検証して、次の段階へ生かしていくと、このようなことが求められます。

結びになりましたが、こういったような、今申したことをこれから着実に推進していく中で、やはり精神的な負担も多いと思いますので、そこいらは働き方改革やワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら、これから今言ったことをどんどん執行していただきまして、活力ある阿波市をつくっていただけたらと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま副市長にご答弁いただきました。

副市長がおっしゃるに、職員もみずからが企画立案してというふうに、議員も同様でございましてね、やっぱり自分からの提案型の質問、こういうのもふえてきたらどうかと思う次第でございます。

先ほど副市長の答弁されたような人材育成が、阿波市でなされることを期待して、この項の質問を終わります。

それでは、2つ目に出してありましたデマンド交通、これについて質問をさせていただきます。

新たな交通モードの運行を始めるに当たってのスケジュールはということと、2つ目、市民に対しての周知は大丈夫かということで、2つ一括して質問をさせていただきます。

デマンド型乗り合い公共交通の導入についてお伺いたします。

高齢化社会、人口減少社会に突入しつつある今、地域の生活交通の問題は、各地にとって大きな関心事でありまして、とりわけ地方においては、買い物や通院などの日常生活に不自由を感じておられる、いわゆる交通弱者と呼ばれる方々の移動手段を確保することは重大な課題と思っております。一方、その交通手段である公共交通は、マイカーの普及などにより存続が厳しい状況に陥り、昔に比べまして、阿波市は一部の地域しか路線バスは運行されておらず、交通空白地域が多く存在しているのが現状でございます。こうした中、阿波市では従来の定期路線型のバス交通では限界を超えてしまった小規模需要に対しまして、平成30年3月に阿波市地域公共交通網形成計画を策定されまして、平成31年4月、来年の4月にはデマンド型乗り合い交通の実証実験運行をすとお聞きいたしております。

そこで、1点目として、新たな交通モードの運行を始めるに当たってのスケジュールはどうなっているか、2点目に、デマンドの意味さえわからない方や利用方法もわからない方などに対して、デマンド型乗り合い公共交通の利用について市民の方々へ理解していただくためにはどのような周知をしていくのかということで、部長にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の一般質問、デマンド交通について2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の新たな交通モードの運行を始めるに当たってのスケジュールについてお答えいたします。

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、阿波市地域公共交通活性化協議会において協議を重ね、阿波市地域公共交通網形成計画を平成29年度に作成いたしました。現在、来年4月のデマンド型乗り合い交通の実証実験運行の開始に向けて準備を進めているところでありますが、その概要といたしましては、

運行エリアといたしまして、阿波市内全域、期間といたしまして平成31年4月1日から平成33年3月31日の2年間、運行日につきましては、平日運行として、土日、祝休日、年末年始は運休する予定としております。運行の形態につきましては、タクシーとは異なり、予約いただいた方々の乗り合いでの運行となり、既定の運行時間帯を利用者が事前の利用予約することによりまして、路線を定めず、運行エリア内の指定場所での降車、おりるということとなります。今後は、実証実験運行に向けて、運行する交通事業者を初めとした関係者との協議を細部まで行い、来年4月1日の運行開始に向けて準備を進めてまいります。

続きまして、2点目の市民に対しての周知は大丈夫かのご質問にお答えいたします。

市民に対しての周知につきましては、議員ご指摘のとおり、全く新しい取り組みとしてのデマンド型乗り合い交通の運行実施であるため、情報量も少なく、利用されるに当たり、抵抗を感じられる方もいらっしゃるかと考えております。そのため、デマンド型乗り合い交通とはどのようなものなのか、どのように利用できるのかといったことを理解いただき、実際に利用いただきますよう、広報紙やケーブルテレビの活用、各種イベントへの参加によるPR活動や実際に老人会などに出向いて行って、説明会の開催などを行いまし、市民の方々へ知っていただく、理解いただく広報活動をしてまいります。広報阿波2019年1月号には、デマンド型乗り合い交通の運行開始案内及び利用者登録の募集案内について掲載及び折り込みの予定をしております。来年4月のデマンド型乗り合い交通の実証実験運行の開始に向け、多くの市民の皆様方にご利用いただけるよう周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま安丸部長の答弁いただきました。

そこで、市民に対しての周知のことで、私からも一つだけ提案というか、させていただきたいと思います。例えば、阿波市旧4町各地区の老人会等には、例えばその場所場所が集まっていたら職員が直接説明をしたりとか、これは無理にデマンド交通に携わっておる担当職員でなくてもいいと思うんですよ、各地区のそこにおいでる職員が説明するほうが、逆に望ましいんでないかと、そういうふうにも思っております。これは、先ほどの職員の意識改革にもつながってはまいりますけれども、地域ごとの市民と職員との交流

にもつながって、非常にいいことではないかと。そこでの触れ合いを持っていただく、答弁は結構ですので、今私が申したことなどをまた前向きに考えていただいて、周知のほうの徹底のためにお願いしたらということ要望して、この事項に関しての質問もこれで終わらせていただきます。

次、私の第3問、ふるさと納税について、これの質問に移らせていただきます。

ふるさと納税額の推移、事業効果について、2つ目、今後の方策についての2項をこれも一括して質問をいたします。

さて、昨今のふるさと納税制度については、過度な返礼品や地元産品と関係のない返礼品を提供する自治体に多額の寄附金が集中しているとのことで、昨今は県外自治体で100億円を超えた寄附を受け入れたことや、先日の徳島新聞での県内自治体の旅行券や商品券、地場産品と関係のない返礼品などで寄附を集める手法を採用する自治体があるとのことが記事で取り上げられるなど、メディアをにぎわしている状況ではございます。また、総務大臣の発言等にあわせた自治体の返礼品提供に対する指導が、この間行われたと思われれます。

ふるさと納税制度については、税制控除が伴うとのことで、増収となる自治体も存在すれば、東京都内、特にこれは区管轄でございますが、税収減による減収となる自治体も存在し、制度に対しては賛否両論の意見が出ているところでございます。そのような中、阿波市にとって市外から応援していただける人々がいるということは大変ありがたいことだと思われれます。また、返礼品として地元産品が提供されるということは、市内経済の活性化につながるという側面も大いにあり、高品質な農畜産物を生産、提供する阿波市においては、その品質を全国に宣伝することができるよい機会であると思われれます。

そこでお聞きしたいことは、ふるさと納税額の現在までの推移と事業効果についてでございます。

私が調べましたところ、阿波市では、平成28年度を境に5,000万円強の寄附額を受け入れ、本年においても累積受入額が前年度以上の数字となっております。このように、ふるさと納税事業での目に見える形で進んでいく中、寄附としていただいた市外からの応援をどのように活用し、またそれらがどのような効果をもたらしているのかをお聞かせ願いたいと思います。それともう一点、今後の方策として、総務省の指導によるルールづくりが行われることで、今後は市民生活にも効果がある本事業の推進についてどのような方向性と施策を持って進められるのか、この2点を一括して部長に質問いたします。答

弁よろしく願いいたします。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、松村議員の一般質問、ふるさと納税について2点ご質問をいただいております。順次お答えをいたします。

まず、1点目のふるさと納税額の推移についてであります。本市のふるさと納税につきましては、平成20年度の制度発足時から平成26年度までの受入額につきましては、おおむね100万円前後で推移をしてまいりました。平成27年度には、寄附サイトへの情報掲載などによりまして300万円弱の受入額となり、翌年の平成28年度からはふるさと納税サイト運営会社との提携によりまして、大きく納税額が伸び、平成28年度は5,670万円、平成29年度につきましては5,031万円の納税をいただいております。本年度におきましても、4月から10月までの累計受入額は、同年同時期対比で400万円増加をしております。

ふるさと納税の活用につきましては、阿波市総合戦略に基づいた各課からの提案事業に活用し、阿波市だから住みたいまちづくり実現のために、阿波市PR動画作成業務や農業を軸とした仕事づくり実現のための阿波ベジファースト事業、子育てするなら阿波市の実現のために不妊不育治療助成事業、安心・安全が誇れるまちづくりの実現のための消防団資機材運搬車更新事業等にそれぞれ活用させていただいております。

また、返礼品として市内産品が提供されることでの経済波及効果につきましては、返礼品提供事業者ベースの数字といたしまして、平成28年度に1,760万円、平成29年度に1,308万円が支出されておりますが、経済効果は、事業構想大学院大学によりまして、自治体が直接地元業者に支払う金額の1.4倍から2.2倍に達するとの報告もありまして、ふるさと納税は、市財政に対する効果はもとより、総合戦略達成のための原資として活用され、魅力あるまちづくりへと生かされております。

続いて、2点目の今後の方策についてお答えをいたします。

本事業につきましては、その効果につきまして説明させていただきましたとおり、市内の活性化や魅力的なまちづくりに有効な事業であることから、今後におきましても、さらなる事業の推進が必要であると考えております。そのため、情報発信につきましては、多くの方々に見ていただく窓口の確保といたしまして、情報掲載を強化し、現在は掲載サイト5社体制で推進をしております。また、本事業の推進に必要なPRに関しましては、10月に大阪梅田のグランフロントで行われました、ふるさと納税イベントへの出店、先日

の12月1日、2日に行われました、埼玉県越谷市にあります、国内最大級のイオンモール内でのふるさと納税イベントへの参加など、多くの方々を対象としたPR活動を行うとともに、地縁関係者への取り組みといたしましては、県外本市出身者への個別訪問や本年度5月に開催されました徳島県人会近畿連合総会への出店などを通じて行っております。

ふるさと納税につきましては、このような推進活動を地道に行っていくことで、本市の取り組みに賛同いただいた方から安定した納税がいただけると考えております。今後におきましても、安定的な納税の受け入れを目指すとともに、本市のいいものを全国に発信するため、新たな納税者獲得、商品や体験等の返礼品化、PR推進など、多面的な取り組みを進め、市内の活性化や魅力あるまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 松村幸治君。

○11番（松村幸治君） ただいま答弁をいただきました。

私も思うんですけども、これ一生懸命頑張っただけなんですけども、余り無理をなさらんように。ただ数字だけを上げるっていうんでなしに、やっぱり地道に阿波市はやっていらいいなと思います。何もかもほんとルール違反のようなことを、この前のゆるキャラですか、あんなんでもありましたね、あんな問題もありますし、あわみちゃん、一番最後でもええんです、全国でね。また、全国で一番ぶりになったら、それをまた話題にしてというふうなぐらいの気持ちで、地道にやっていただけたらと思います。

私が思いますに、本市特産品のPRという意味で、返礼品としてだけではなくて、例えば市長、それから議員、職員が陳情に行ったり、例えば視察に行く際、手土産に持って行く。今やったら、なると金時とか、いろいろ持っていきよったんですけど、こんなときに阿波市の地域振興の一環として、阿波市の認証品、特にこういうもんをぜひとも持っていただきたいと、そのための予算もできたらおつけいただきたらということをお個人的には提案しときたいと思います。

それから、ふるさと納税制度を生かして、返礼品だけの目的ではなく、地場産業の発展のために、阿波市民の方もこれを手土産として阿波市の認証品、特産品を使いたくなるような、例えば提案でございますが、包装紙には、土柱とか、たらいうどんのような観光地が入っているもの、また手提げの紙袋、そういうもんにはキャラクターのあわみちゃんが入っているようなもの、そういうふうなものがあつたら、市民の皆さんが、ああこれだつたら、例えば近畿方面、東京方面に行くのにお土産に使ってみたいと思うようなものを

ぜひつくっていただきたいと、これは私からまた提案をしときますので、部長、多分前向きに考えてくれると思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、返礼品に関して、現在単品のものが多くて、セットものが結構少ないように私チェックして思いました。例えば、蜂蜜とか、阿波和三盆とか、三盆糖とか、いろんなものがセットになったようなもの、そんなことも取り入れていただきたいと思います。

ふるさと納税の事業推進については、阿波市出身の家族、徳島から大学に行って、向こうで就職してしもうたと、県外でね、そんな人たちに地道に呼びかけるなど、そんな活動をお願いしたいと思います。本当に地道で結構ですので、私が今提案したこともまた前向きに考えていただいて、余り数字を追うのではなくて、よろしく願いしたいと思います。

簡単でございますけど、これで今回の私の質問全て終わりました。どうもありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで11番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

6番笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 議長の許可をいただきましたので、6番笠井安之、一般質問を始めさせていただきます。

私の今回の質問は、市営住宅の適正な運用管理について、それから市内自治会所有の集会所の維持について、それから市内を流れる河川の洪水時の通水断面の確保について、以上3点でございます。

まず最初に、市営住宅の適正な運用管理についてを質問いたします。

市内には、現在吉野町13団地、土成町3団地、市場町31団地、阿波町26団地の合計73団地、1,059戸の市営住宅があります。このうち、建設年度は昭和39年に建設されて54年になる北二条団地を初め、昭和40年から50年代に建設されたものがほとんどでございます。この老朽化した市営住宅の耐震化や長寿命化は、市民の安全・安心を確保する上で最も重要であり、早急な対策が必要だと思っております。阿波町の東条団

地や吉野町の大野神団地のように、建てかえ工事が実施されている団地もありますが、まだまだ一部の対応でしかありません。長寿命化対策工事においては、本年度実施の2団地を含めても18団地しか施工されていない状況であります。また、施設面を見ても、トイレの水洗化ができていない団地も多くあり、特に阿波町内の団地は、他の地区よりもその状態が顕著であります。

そこで、1番目の質問であります、今後の市営住宅の建てかえ及び長寿命化対策工事の実施について、担当部長にご答弁をお願いいたします。この件につきましては、阿波みらいの檜原賢二議員の代表質問でもありましたが、多少ダブるところがあるかと思いますが、ご容赦いただきたいと思っております。

それから次に、各団地の入居率についてお伺いいたします。

市内73団地には、1,059戸のうち793戸が入居され、入居率は74.9%となっております。これは、単純に計算しますと、実に4分の1が空き家になっていることになります。こういった状況は、公共財産の有効活用の見地からしても、適正な状態とは言いがたく、早急に現状を検証し、対策を講じる必要があるのではないかと考えております。

今回の市議会の議案において、市場町上野段団地と阿波町の新開、東条中、北柴生団地の4団地の廃止が提案されていることは、理事者並びに関係職員各位の努力の結果だと思っております。さらなる努力をお願いするところでございます。特に、廃止提案の4団地を除いても、入居者がゼロの団地が2団地、それから1世帯の団地が5団地及び2世帯が入居しているのが4団地となっており、維持管理面では非常に効率が悪いのではないかと考えております。今までいろんな経緯はあろうかと思っておりますけれども、一つ一つ問題を解決していただいて、当該団地の廃止や統合を推進していくことが経費の削減につながるものと考えますので、理事者のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

次に、3番目の質問でございますが、市営住宅入居者の内訳を見たときに、1人世帯の入居率が38.8%と、実に4割近い数字となっております。入居当初は複数人世帯の入居が条件となっておったにもかかわらず、このような状態になった要因を私なりに考えてみますと、若者の転出による高齢者入居者の増加や男女ともに未婚者の増加による独身者の増加が起因としているのではないかと考えております。その結果、住宅の間取り4DK120戸のうち47.7%、42戸に1人世帯が入居している状況となっております。一方で、複数人世帯で2DKに入居されている方が103戸あることは、大きな矛盾ではな

いのでしょうか。今後も1人世帯の入居がふえることが予想されるのであれば、市営住宅の建てかえ等を行う場合は、間取りについて2DK程度のものを多く建設していくべきではないかと考えるところでございます。この状況を踏まえて、今後入居条件の見直しや条件の改正、部屋の間取り等について、理事者のお考えをお伺いいたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問の1問目、市営住宅の適正な運用管理について、1点目、市営住宅の老朽化に伴う建てかえ及び長寿命化工事の実施計画について、2点目、入居者が減少している団地の統合または廃止について、3点目、1人世帯の入居が増加している現状を捉えて、今後の対策をどう考えるのかについて、3点ご質問をいただいております。一括してお答えいたします。

まず、1点目の市営住宅の老朽化に伴う建てかえ及び長寿命化工事に実施計画についてお答えいたします。

本市では、市営住宅の老朽化が進んでいる状況のもと、定住促進や安全・安心な住環境づくりを推進するため、市営住宅の総合的な活用、整備を目的に、本市が管理する全市営住宅を対象とした市営住宅ストック総合活用計画を平成23年1月に策定し、住宅の活用方法を建てかえ、長寿命化改善及び用途廃止などに設定し、事業を進めております。本年度においては、建てかえ事業といたしまして吉野町の大野神団地改築工事を、長寿命化改善事業としまして阿波町の名東ノ岡団地、赤坂西団地の長寿命化改善工事を進めております。今後は、老朽化の状況や市民ニーズの動向、財政状況等を総合的に勘案し、入居されている住民の方の安全・安心に向けて事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、2点目の入居者が減少している団地の統合または廃止についてお答えいたします。

市営住宅ストック総合活用計画に基づき用途廃止と位置づけられた除却予定団地175戸のうち、現在退去による空き住宅99戸を政策空き家として管理しております。この政策空き家のうち、阿波町の北柴生団地4棟15戸、東条中団地1棟4戸の2団地19戸は、東条団地建てかえ事業により集約が完了したこと、また阿波町の新開団地2棟10戸、市場町の上野段団地2棟6戸の2団地16戸につきましては、老朽化に伴い、入居者の退去が完了したため、今年度中に解体除却することとしており、跡地につきましては、立地条件に合った土地活用を進めてまいりたいと考えております。

なお、除却予定団地のうち、一部の入居者が残り、用途廃止ができない団地につきまし

ては、移転していただけるよう丁寧に説明を続けまして、除却手續ができるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の1人世帯の入居が増加している現状を捉えて、今後の対策をどう考えるのかについてお答えいたします。

市営住宅の間取りは、住生活基本法に基づき策定された住生活基本計画の居住面積水準により、豊かな住生活の基本的条件として、入居人数に応じた規模の確保をすることが重要であるとされ、単身世帯については2DK、2人以上の世帯については3DK以上の間取りが適当な広さとされております。本市で管理しております市営住宅は、議員も申されたとおり、73団地1,059戸あり、10月末現在793戸が入居しており、ひとり暮らしの単身世帯は308戸で、全体の約39%を占めております。このうち2DKに入居している世帯が94戸、約48%、3DK以上の住宅に入居している世帯が214戸で、約36%となっております。住宅の募集時において単身者に対しては居住面積水準に準じた2DKの間取りの住宅を確保する必要がありますが、これらの住宅は昭和40年から50年代に建設され、耐用年数を経過した住宅が大半を占めていることから、現在全入居希望者に対しまして、安全・安心面を考慮しまして、耐用年数を残した3DK以上の間取りの住宅を公募により提供しております。

今後は、経年劣化の状況、構造及び建築年数などの状況をもとに、入居されている住民の方の安全・安心に向けて適正な住宅管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま部長に答弁をいただきました。

まず、市営住宅の老朽化に伴う建てかえ及び長寿命化工事の実施については、市営住宅ストック総合活用計画が平成23年1月に制定され、住宅の活用方法を建てかえや長寿命化改善及び用途廃止などの事業を行っているとのことでありますが、老朽化や住環境の整備は住民の安全・安心に大きく影響を及ぼすことになると思いますので、今後さらに関係者のご努力をお願い申し上げたいと思います。

続きまして、市営住宅の入居者が減少している団地の統合または廃止については、除却予定団地175戸のうち、阿波町の北柴生団地を初め、東条中団地、新開団地及び上野段団地は、今年度中に解体除却がされることをご答弁いただきました。

次に、1人世帯の入居が増加している状況を捉えて、今後の対策をどう考えるかについ

ては、3DK以上に入居している1人世帯と2DKに入居している2人以上世帯と比較して、不公平がないよう規則などの整備や入居者への説明をお願いしたいと思います。

そこで、再問といたしまして、近年の少子化が進む中、この対策の一つとして、若者向けの住宅を児童減少が進む小学校区内に市営住宅として建設してはどうでしょうか。若者が市営住宅に入居することによって、子どもの増加が見込めるのではないのでしょうか。この用地は、小学校近くに新たに確保するか、あるいは既存市営住宅の統廃合により発生する用地を使用する方法はどうかと考えます。また、市財政が厳しい中、市営住宅の新設がなかなか難しいとは思いますが、その対策として市営住宅の統廃合により発生した用地を分譲として売り出したり、民間のアパートやマンションの入居者に対して一定の条件を付した上で助成金を出す方法などがあると思いますが、今後の市営住宅のあり方について担当部長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問1問目、市営住宅の適正な運用管理についての再問、少子化が進む中、対策として若者向け市営住宅を児童減少が進む小学校区内に建設してはどうかのご質問にお答えいたします。

近年、地方交付税が大幅に減少していることから、厳しい財政状況におけるハード施策や後年度に負担を残すような施策については慎重に進める必要があると考えております。このことから、市営住宅ストック総合活用計画におきましても、平成27年12月に国の交付金の動向、また市の財政状況及び市の人口動向などを精査し、地域ごとの団地の実情に応じた活用の目標設定を行い、現在建てかえ事業及び長寿命化改善事業等の計画変更を行ったところでございます。

議員ご質問の若者向け市営住宅の供給につきましては、今後も住宅の実態把握、将来需要予測及び地域の実情などを踏まえつつ、関係各課と連携し、調査研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） 再問に対するお答えいただきました。

少子化が進む中、対策として、若者向けの住宅を児童減少が進む小学校区内に建設してはどうかという質問については、財政上の問題と市の人口動向を調査して、建てかえ事業

や長寿命化改善事業計画の変更が行われているとのことでありましたが、人口減少というのは全国的な問題であり、なかなかこれといったカンフル剤的な施策は見つからないと思っております。この阿波市の人口減少に少しでも成果が上がりそうな施策を講じていくべきで、若者向けの住宅を建設することもその一つではないかと考えておりますので、ご検討のほどよろしく願いいたします。

続きまして、2番目でございます。

市内自治会所有の集会所の維持についてでございます。

市内にある365の自治会のうち、多くが集会所や会堂を所有しております。さまざまな会合や地域住民の交流の場として利用されておるところでございます。集会所は、昭和40年代から建設されたものから、平成に入り、高速道路建設に伴う周辺対策事業により建設されたものや、その他自治会員の寄附により建設されたもの、また市が所有するものなど、いろいろなものがありますが、古いものは築50年を超えようとするものもあるようです。これらは、経年劣化による屋根瓦の破損に伴う雨漏りや壁の劣化、または畳の傷みなど、修理の必要な集会所が見受けられます。建設当時は、自治会員の熱意で容易に建設できた集会所、会堂は、月日がたち、会員の減少や地域のつながりの希薄化により、集会所の維持補修が難しくなりつつあります。集会所を修理し、長寿命化を図るためには、相当な金額を要するため、目の前で老朽化する集会所をただ手をこまねいているだけの自治会もあるかもしれません。

そこで、1番目に質問として、老朽化の診断や長寿命化工事に対する市の補助金支出は可能か、既にあるのであれば、利用実績をお示しいただきたいと思っております。

次に、自治会員の減少や自治会行事の減少及び集会所の老朽化により、集会所を廃止することを決定し、その後の会合や催し物は地区公民館を利用することとした自治会もございます。しかし、解体費用は高額となり、自治会員の負担がかさみ、年金生活の高齢者には負担に耐えられないという声も上がっております。

そこで、2番目の質問として、集会所の解体工事に対して何らかの補助金が支出できないか、担当部長にお伺い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の一般質問であります、市内自治会所有の集会所の維持について2点ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

現在、本市では、375の自治会が活動しておりまして、市内には多数の集会施設があるとともに、地域が所有しているもの、市が所有し地域が管理しているもの、あるいは市の所有で市が管理しているものなど、施設の所有者と管理形態がさまざまであります。自治会集会所の施設整備につきましては、地域の集会所を対象に、阿波市地域集会施設整備事業補助金の交付制度を設けておりまして、本制度は、地域における集会施設の整備を促進し、市民福祉の増進に寄与することを目的として、集会所の新築、増築、改築及び修繕事業に対して補助を行っております。

地域集会施設整備事業の申請状況につきましては、例年2件から3件程度の申請があります。主な申請内容につきましては、建物の老朽化による修繕や台風等による破損など集会所の維持管理に行うものがほとんどであります。補助内容につきましては、新築、増築、改築事業につきましては総額で500万円、また修繕につきましては30万円をそれぞれ限度額といたしまして、事業費の所要総額の2分の1を補助する制度があります。ご活用いただけますようお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の人口減少等による集会所の廃止に対する場合の経費についてご質問をいただいております。お答えを申し上げます。

少子・高齢化や核家族化の進行、価値観やライフスタイルの変化等に伴い、コミュニティ意識が希薄化し、本市におきましても、高齢化に伴う活動の停滞傾向など、組織自体の解散といった問題が表面化し、コミュニティ活動の活性化が大きな課題となっております。このような中、地域の集会所の廃止を余儀なくされる自治会もあるかと思えます。

1点目のご質問でお答えをさせていただきましたが、地域が管理している集会所を新築または修繕する場合につきましては、阿波市地域集会施設整備事業補助金の交付制度を設けておりますが、この制度は、地域コミュニティの醸成を図るための制度でありますので、議員ご質問の、集会所を廃止する場合の経費、解体に対する経費につきましては、現在補助対象外とさせていただきます。

今後におきましても、市民の皆様方が豊かで安心して生活できるまちづくりを推進するためには、住民自治の地域づくりが重要と考えており、自治会の現状や実態を踏まえ、身近な活動拠点となり、地域振興を進める役割を担う、地域で管理している集会所を各自治会がより適正に維持管理できる補助制度について調査研究をしてまいりたいと考えております。ご理解いただけますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま安丸部長からご答弁をいただきました。

市内自治会の所有の集会所の維持についてですが、建設から数十年が経過し老朽化が進んでいるため補修工事が必要となっている集会所に対する補助金支出はないかという質問に対しては、阿波市地域集会施設整備事業補助金というものを設けており、集会所の新築、増築、改築に対して総額500万円、また修繕については30万円を限度として事業費の2分の1が補助されることになっているということで、実績といたしましては、年に2件から3件ぐらいの利用があることでした。この補助金制度は、今後自治会長会等でも周知徹底していただきまして、多くの自治会に利用していただけるよう努力をしていただきたいと思います。

それから、人口減少等による集会所の廃止をする場合の経費について、一部負担をできないかという質問に対して、安丸部長のほうから、現在のところ地域コミュニティの醸成の面から見ても、集会所の新築や修繕に対しては補助金の対象となるが、廃止については対象外となるというご答弁をいただきました。しかし、今後山間部などにおいて、過疎化による人口減少が今まで以上に進み、限界集落となってしまう自治会もあらわれてくることにより、集会所の維持管理は非常に難しくなることが予想され、近い将来においては大きな問題になると考えております。

今のご答弁の最後に、安丸部長より、現状や実態を踏まえて、各自治会が管理する集会所の廃止、解体についても今後検討していくとのご答弁をいただきましたので、一日でも早く補助ができますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、3番目の質問でございます。

市内を流れる一級、二級河川及び準用河川の洪水時の通水断面の確保状況についてでございます。

近年の気候は、今までに経験したことがないような高温が続いたかと思うと、停滞前線による長雨や線状降水帯による大雨、また台風が東から西に進んだり、異常気象が続いております。本年も相次いで上陸した台風や平成30年西日本豪雨などによる多量の豪雨によりまして、我が阿波市においても多くの災害が発生いたしました。そのため、市内を流れる多くの河川は氾濫すれすれの状態で、地域住民が避難を余儀なくされるなど、強い不安を抱くとともに、早急な対策を望んでいるところでございます。国土交通省や徳島県

は、発生確率30年また50年に1度の規模で起こり得る洪水時の通水断面の確保を各河川に求めております。しかしながら、当阿波市を流れる河川のうち、宮川内谷川や日開谷川及び伊沢谷川などの状況を日々見てみますと、どう見ても通水断面が確保できているとは考えにくいところであります。例えば、宮川内谷川の神田橋、日開谷の稲荷橋から下喜来橋の間、また伊沢谷川においては、阿波自動車学校の東側付近など、ほかにもたくさんの箇所が通水断面が狭いのではないかと感じる場所があります。私は素人でありますので、マンニングの公式を使っただけの計算などはよくわかりませんが、誰の目にも一目瞭然であると思います。その上、河川内には土砂が堆積し、昔の川のような様子とは大きく変わってきておりますことは、皆さんもご存じのことではないでしょうか。

そこで、1つ目の質問であります市内河川の洪水時の通水断面の確保について、国及び県の見解はどうなっているのか、わかる範囲で結構でございますので、状況をお伺いしたいと思います。また、2つ目の質問として、市内河川内の樹木の伐採促進のための予算確保を国及び県に対してどのような要求をしているのかということですが、担当部長にお伺いいたしますと、県はなかなか予算をつけてくれないというようなことでありました。しかしながら、この河川状態を放っておけば、樹木はどんどん大きくなっていき、莫大な撤去費用が必要になってくると思いますので、国や県に強く要望していくべきではないかと考えております。

以上、2点について、木具政策監にご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森本節弘君） 木具政策監。

○政策監（木具 恵君） 議長の許可をいただきましたので、笠井安之議員の市内を流れる河川に関するご質問の2点について、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の市内を流れる一級河川、二級河川及び準用河川の洪水時の通水断面の確保についてお答えさせていただきます。

河川の通水断面を阻害する主な要因といたしましては、河川内の異常堆積や樹木の繁茂等がございます。本市には、国土交通大臣が指定する一級河川吉野川を初め、徳島県知事が指定する一級河川が44河川、阿波市長が指定する準用河川が57河川あり、それぞれ河川管理者により管理・整備が行われております。

まず、国が管理する一級河川吉野川につきましては、吉野川水系河川整備計画に基づき、善入寺島地区で平成27年度、28年度にそれぞれ樹木伐採を行っており、今後につきましても、同地区延長約9.6キロメートルの間におきます樹木伐採を行っていくとお

聞きしているところでございます。

次に、県が管理する一級河川について管理状況を確認したところ、およそ2週間に1巡の割合で、全44河川のパトロールを実施し、不法投棄、土砂の無許可搬入出、倒木や異常堆積など、河川の状況を把握し、異常があれば早期に対応を講ずるとお聞きしているところでございます。

このように、通水断面を確保するため、必要に応じた工事の実施や日常的なパトロールに加え、特に梅雨前の5月には、国、県、市が連携し、吉野川を初め、宮川内谷川、日開谷川、伊沢谷川といった主要河川の重要水防箇所の巡視を実施し、出水期に備えた対策を講じているところでございます。

続きまして、2点目の河川内の樹木の伐採促進のため、予算確保を県に対してどのように要望しているのかについてお答えさせていただきます。

阿波市に流れる伊沢谷川などの河川は、下流に行くほど川幅が広くなり、また河川勾配が緩くなるため、樹木が多く繁茂する状況となっています。こうした状況を踏まえ、知事・市町村長懇話会の場において、市長から知事に対し樹木伐採の要望を行うとともに、阿波市議会本会議において議員の皆様からいただいた適正な河川管理についてのご要望、ご提言をその都度直ちに県にお伝えし、本市における樹木伐採の要望を行ってまいりました。そうしたところ、昨年度から伊沢谷川下流部の延長630メートルにわたる本格的な樹木の伐採に加え、深掘りや堆積を修正する河床の整地に着手していただいております。加えて、県への単なる要望にとどまるのではなく、樹木の処理費用を市で負担することを市議会でお認めいただき、県に提案したところ、これが高く評価され、県の補正予算等を活用し、伊沢谷川や大久保谷川の樹木の伐採の拡充につながったところです。

また、本年度は昨年度に引き続き、伊沢谷川、大久保谷川に加え、九頭宇谷川等において樹木の伐採を進めていただいております。

今後におきましても、河川の維持管理予算の確保を県に要望するとともに、県と市が連携を図り、河川の適正な管理に努め、市民の皆様のお安全・安心が図られるよう取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 笠井安之君。

○6番（笠井安之君） ただいま木具政策監からご答弁をいただきました。

まず、市内を流れる河川の洪水時の通水断面確保についてでございますが、川の通水断

面を阻害する樹木の繁茂や土砂の異常堆積については、2週間に1巡パトロールを実施し、異常があれば早期に対応していると。また、梅雨による出水増加が見込まれる5月には、国、県、市が連携して対応を講じているとのご答弁でございました。今後も、引き続き国、県と連携して、河川の状況把握に努めるとともに、必要があれば、早急な対策を希望していくところであります。

ただ、通水断面の確保について明確なご答弁がなかったのは残念だったんですが、徳島県の県土整備に問い合わせても、なかなか納得のいくお答えはいただけませんでした。今後のこの点は強く要望するべきだと考えている次第であります。

次に、河川内の樹木の伐採促進のための予算確保について県に対してどのような要望をしているかというところでございますが、ご答弁では、知事・市町村長懇話会において市長から知事に対して樹木の伐採要望を行ったとお聞きしましたとともに、阿波市においても年間300万円の費用を予算化しているにご答弁をいただきました。今後も、国や県に対して強く予算要望をしていただきたいと思いますと思うわけでありませうけれども、木具政策監には、県と阿波市のパイプ役として、今まで以上にご尽力をお願いするところでございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（森本節弘君） これで6番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時35分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番後藤修君の一般質問を許可いたします。

後藤修君。

○3番（後藤 修君） 議長からご指名がございましたので、ただいまから3番後藤修が一般質問をいたします。

本日6人目ということで、簡潔明瞭に質問したいと思います。

今回は、大枠で4問の質問をさせていただきます。

1問目は、平成31年から32年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通、乗り合い交通と言わせていただきます。2問目については固定資産税の減免と徴収について、3

問目は発災時の避難場所について、4問目は職員採用試験の受験について。

まず、1問目の質問に入りたいと思います。

先日、阿波市の県道で乗用車が電柱に衝突して炎上した、高齢者3名の方のとうい命を奪った交通事故について、高齢者の皆さんが安心して利用できる公共交通があれば未然に防げたのでは、そう思われた方は少なくはないと思います。私も、そういう思いを胸に秘めて、今回も公共交通、乗り合い交通について質問させていただきます。

議長の許可を得ていますので、パネルを見ていただいて、質問させていただきます。

現在の路線バスは、（パネルを示す）このパネルを見ていただければわかるように、市場地区、吉野地区を中心に4系統、市場学駅線、境目市場線、市場土柱線、徳島バスの二条鴨島線が運行しています。便数も非常に少なく、二条鴨島線を除くと、1日に19名程度の利用で、路線維持確保のため、交通事業者に対し補助金約607万円を交付しているが、効率的な公共交通とは言いがたい状況であると言えます。また、市が平成27年度において市民の公共交通に対する要望や交通行動の実態等について調査することを目的としたアンケートの自由意見としては、市役所へ行く交通手段がない、通院や買い物を考えると公共交通は不可欠、高齢により自家用車をいつまで運転できるかわからないなどの意見がありました。この市民の声に耳を傾けていただき、できる限り多くの市民の足として利用していただくことを念頭に置いた公共交通について考えるべきだと思っております。また、ある程度の目標を持って、目に見える形で成果を出す必要もあろうかと思っております。

1点目として、利用者数について、1日当たり何名程度の利用を目標としているのか、また1便平均利用者数の目標は何名とするのか、2点目としては、現状の八幡交通バスは、学駅を乗降場としているが、このバスがなくなった場合に代替として、乗り合い交通でJRへ接続ができるのか、以上2点を一括で答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、平成31年から32年度に実験運行されるデマンド型乗り合い交通、2点ご質問をいただいております。順次お答えを申し上げます。

まず、1点目の利用者数について、1日当たり何名程度の利用者を目指しているのか、また1便平均利用者の目標は何名とするのかのご質問にお答えいたします。

本市では、平成29年度に策定いたしました阿波市地域公共交通網形成計画に基づき、平成31年4月に実証実験運行の開始に向け、現在準備を進めているところであります。

今回の実証実験運行につきましては、本格運行への移行を目指しているものでありますので、実験運行を通して、利用状況、利用者数、また利用者の要望等を含めた、運行状況などのデータを収集することによりまして、課題等を洗い出し、本格運行の必要性も含め検討してまいりたいと考えております。

計画といたしましては、登録者数は2,300人、利用者数につきましては、年間延べ1万人を目標値としております。本格運行する際の一つの指標と、このように考えております。

続きまして、2点目の現状の八幡バスは学駅を乗降場としているが、このバスがなくなった場合の代替として乗り合い交通をJRへ接続ができるのかについてお答えを申し上げます。

阿波市地域公共交通網形成計画では、交通空白地域の解消による市民に移動環境の公平性の確保や市民参加による有効な公共交通を確保することとしております。現時点での乗降場所として、市外の駅は含めておりませんが、来年早期に実施してまいります市民の皆様方に利用登録をいただく際に、利用したい目的地を市外も含め改めて調査をいたしまして、実験運行を行う中で、学駅を含めた市外の施設について、乗降場所について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の質問の答弁で、年間1万人の利用とありましたが、年間365日から土曜・日曜104日と祝日16日を引いて、245日の稼働と換算すると、1日当たり40名程度になろうかと思えます。この目標達成に向けて今後の公共交通の認知度向上のための情報提供、PRに期待したいと思えます。

2点目の質問については、学駅も含めて検討していただけると前向きな答弁をいただきましたが、前回の議会でも要望させていただきました吉野川医療センターと鴨島駅も含めて検討していただければと思えます。この件については、阿波市地域公共交通活性化協議会でも検討されていますが、買い物や通院で困っている交通弱者の方々の生の声を反映させる上でも、今後も一般質問にて市民の皆さんの声を代弁させていただきたいと思えます。答弁については不要です。

次の質問に移ります。

2 問目の固定資産税の減免と徴収について。

平成25年住宅・土地統計調査から、阿波市において住宅総数が1万4,930軒、空き家数が2,010軒、空き家率は13.5%となっております。これは、10軒のうち1軒は空き家という状態になっております。空き家等の老朽化によるさまざまな問題があり、その中で本市での対応として、阿波市老朽危険空き家・建物除去支援補助、この制度を設け、阿波市に存在する、地震などで倒壊する場合などに道路などを閉鎖するおそれがある老朽化した危険な空き家、空き建物を除去する場合に、その経費の一部、最高80万円を助成します。今年度の募集数として2軒分がありましたが、これも実際執行していると伺っています。2,010軒の空き家の2軒では、空き家の問題の歯どめになったとは言えないと思います。また、税制面では、住宅を取り壊して更地にすると、土地固定資産税の軽減、住宅用地特例の適用がなくなり、もとの税額に戻る、高くなる場合があります、このことが空き家を放置される要因の一つになっていると言われております。具体的には、住宅用地については固定資産税の課税標準の特例措置が適用されている、空き家を除去して更地にした場合、当該土地の固定資産税が最大4.2倍になる可能性がある。この問題に対して、鳴門市では、老朽化した空き家を取り壊した場合、一定期間取り壊す前の水準まで税額を免除する、空き家の取り壊しを支援する制度として、10年間、6年目から10年目にかけて段階的に減免解除、こういうふうな処置をしています。これは、減免についてですが。次に、太陽光施設の徴収についてお伺いします。

個人が発電出力10キロワット以上の太陽光発電を設置し、発電した電気の全量または余剰を売買している場合、償却資産申告書が必ず提出され、納税されているか。これは、本市においても大きな税収の財源であり、これを公平平等に徴収することが必要だと考えます。

質問の1点目、老朽空き家を取り壊した場合の土地固定資産税の減免について可能か、2点目として、太陽光発電設備の償却資産申告書のチェック方法はどのように実施されているのか、一括して質問したいと思います。お願いします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問2番目、固定資産税の減免と徴収について、2点ご質問をいただいております。順次答弁させていただきます。

まず、1点目の老朽空き家を取り壊した場合の減免について可能かのご質問についてお

答えします。

本市において、居住のための住宅用地に対する固定資産税としては、課税標準額を最大で6分の1に減額する特例措置により課税を行っております。しかしながら、居住のための専用住宅を取り壊した場合、地方税法の規定では、この特例措置が受けられなくなります。現時点では、本市において住宅課の行う老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付事業に該当する空き家につきましては、最大で80万円の補助金がございますが、建物除却後の土地に対する固定資産税の減免措置はございません。

議員のご質問にもありましたとおり、老朽空き家除却に係る土地の固定資産税の減免措置につきましては、県内では鳴門市が本年10月に要綱を定め、10年間をめぐりに段階的な減免措置を行うことになっております。その他の市町村につきましては、本年9月時点におきまして減免措置等を行うなどの予定はございませんでした。税務課といたしましては、今後は県内他市町村の動向も参考にしながら、適正課税に努めてまいりたいと思っております。

次に、2点目の太陽光発電設備の償却資産申告書のチェック方法はどのように実施されているのかについてお答えいたします。

太陽光発電用の設備や工作機械、建物の附属設備など、償却資産の所有者は、地方税法の規定によりまして、毎年1月末日までに1月1日現在における償却資産の所有状況につきまして必要となる事項をその所在地の市町村長に申告する義務がございます。土地及び家屋につきましては、原則として登記簿情報より固定資産課税台帳へ登録することになっておりますが、償却資産の場合は、この登記情報がないことから、課税の客体となるべき資産やその所有者を把握することが非常に困難となります。

ご質問の太陽光発電設備に対するチェックの方法といたしましては、地目変更等の登記情報、農地転用許可申請、市の開発許可申請、法人設立届提出時の定款や法人登記の資料及び市の航空写真などの閲覧をもとに、担当者による現地確認調査を行い、新しい設備の設置、増設等の発見と設備運営者の確認に努めております。調査により太陽光発電設備が確認できた場合には、土地の所有者または法人、個人事業者に対しまして、毎年申告期間前の12月上旬でございますが、申告をお願いする通知を送付しております。それと同時に、ACNや広報紙を利用した周知も行っております。

償却資産は申告することが大前提となりますが、明らかに課税対象である償却資産を保有しているにもかかわらず、自主的な申告が得られない場合は、地方税法及び阿波市税条

例の規定により、過料が科されることがありますので、ACN、広報紙等を利用した周知や申告のおくれている事業者への通知を定期的に行いまして、適正な課税に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 1点目の答弁として、県内市町村の動向も参考にするとありましたが、鳴門市にできて、阿波市にできないことはないと思います。10年の減免とは言わず、大胆な改革をして、次に家を建てるまで減免するような、他の市町村に先駆け、空き家、負の遺産を一掃する、そういうふうな行動をとっていただければと思います。

また、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除去支援補助、この予算をつけるのであれば、実際危険ブロックの除去費用にも回していただければと考えております。

2点目については、チェック体制を強化し、公平平等な税収の徴収を進めていただければと思います。答弁は不要です。

次の質問に移ります。

3問目の発災時の避難場所について。

9月の台風では、市場町の一部で土砂災害警戒区域に避難準備情報が出ましたが、避難所に指定された市場コミュニティーセンターまでは、切幡や尾開の住民が避難するには距離があり、現実に当地域から避難は非現実的だと思われます。他地区についても、同様の案件はたくさんあったと聞いております。

質問として、庁舎周辺住民の避難場所として、アエルワ研修室や集会所の利用はできないのか、答弁願います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、発災時の避難場所について、庁舎周辺住民の避難場所としてアエルワや集会所を利用できないのかというご質問にお答えをいたします。

本年、広島、岡山、愛媛を中心とした7月豪雨や数多くの台風が日本列島を襲い、さらに大阪と北海道では大規模な地震が発生するなど、自然災害の恐ろしさや災害に対する備えの重要性を痛感する年となりました。

本市では、このような市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、平成17年に阿波市地域防災計画を策定し、この計画に基づき、市民の皆様の安

全・安心の確保を図っております。この計画では、災害の予防対策から応急・復旧対策に至るまで、全ての事項を記述しており、その中で指定避難所は、災害種別や危険性の高い地域などの適格性を総合的に判断し、一定期間滞在しても避難者の生活環境を確保できる施設を選定しております。地区別といたしまして、阿波地区では阿波農村環境改善センターほか10施設、市場地区では市場コミュニティーセンターほか8施設、土成地区では土成コミュニティーセンターほか4施設、吉野地区では吉野コミュニティーセンターほか6施設の合計32施設を指定しております。この避難所につきましては、各戸に配布をさせていただいておりますハザードマップに記載しておりますし、阿波市ホームページでもご確認いただけます。

議員より、庁舎周辺住民の避難所としてアエルワや集会所は利用できないのかとご質問をいただいておりますので、まず初めにアエルワの避難所利用についてお答えを申し上げます。

交流防災拠点施設アエルワは、市民の文化交流を支援するとともに、災害時における応急対策の活動拠点として設置された施設であります。このことから、本市が大規模な地震により被災した場合、アエルワホールとホワイエは、市内の各避難所への物資を配送する2次拠点として活用し、発災後全国から送られる支援物資の集積所と仕分け作業所として使用することとしております。また、アエルワホールとホワイエ以外の各諸室につきましても、災害ボランティアの活動拠点に使用することとしており、施設全体を災害支援の拠点施設として活用することとしております。

次に、集会所の避難所利用につきましては、現在本市には約200の集会施設がありますが、これらの施設の中には、建設年度が古い施設もありますので、市が指定しております避難所の中には集会所は含まれておりません。しかしながら、災害時においては、避難者のさまざまな事情や目的、災害時の道路状況や移動手段など、あらゆる要因によって指定する避難所まで移動できないケースも想定されますので、このような場合には、地域の集会施設を一時避難所として活用いただくことも有効であると考えております。この場合には、その施設は昭和56年6月以降に着工された施設を選択いただく必要がありますので、市役所への問い合わせ等によりましてご確認をいただくようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 答弁にありました32施設と約200の集会所について、一時避難所、数時間から1日程度になるとは思いますが、そういうふうな活用ができればと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

本市では、多くの事業で指定管理制度が導入されています。その目的は、公の施設の管理を民営のノウハウの導入をすることにより効率化を目指し、サービス向上を図るためです。当然、その目的を達成できるのであれば、職員の年齢などは一切関係ありません。今回、市職員採用試験受験資格で、上級行政の平成29年の採用時33歳以下になっていましたが、平成30年度の採用時は31歳以下となっています。低年齢になっています。そもそも、年齢制限が必要なのか、その点も疑問になります。

質問として、市職員採用について、受験資格の年齢制限が低くなっているが、この点について答弁願いたいと思います。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 議長の許可をいただきましたので、後藤議員の一般質問、市職員採用試験について受験資格の年齢制限が低くなっているが、今後年齢制限をオーバーした臨時職員の受験資格喪失に伴う救済はあるのかとのご質問にお答えを申し上げます。

平成30年度の職員採用試験につきましては、上級行政、初級行政A、初級行政Bチャレンジ枠、栄養士、上級建築、保育教諭の6試験区分において採用試験を実施しております。今年度の主な変更といたしましては、上級試験の試験区分について、受験資格年齢が平成29年度職員採用試験においては、平成30年4月1日の採用時33歳以下としておりましたが、今年度には採用時31歳以下と変更させていただきました。この変更理由といたしまして、合併直後新規職員採用を控えたため、20歳代から30歳代前半職員の年齢区分による職員構成割合がほかの年齢区分に比べ明らかに少ない状況となっております。その後、継続的な新規採用試験を実施してきたことによりまして、上級行政の受験資格年齢を今回変更したところでございます。

なお、専門的な職種であります保育教諭や上級建築の試験区分につきましては、年齢による受験資格は変更しておりません。

今後の職員採用につきましても、阿波市職員定数条例に定める総定数の範囲内において柔軟に対応できる組織づくりや業務執行体制の整備に努め、各市民サービスの維持、職員

の年齢構成のバランスに留意しながら、採用職種、受験資格の年齢を決定し、一般行政事務職並びに必要なに応じて計画的に専門職の募集採用を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 後藤修君。

○3番（後藤 修君） 答弁にあったように、12月の阿波市広報の中でも、年齢別職員構成の状況は拝見させていただきました。若い、活力ある人材を登用し、年齢構成のバランスをとということも理解できます。しかし、年齢という枠にとらわれず採用する枠があってもいいのではないのでしょうか。阿波市のため、阿波市民のために汗を流して献身的に働いてくれる人、そういう方を採用するためにも年齢枠をまた考えていただければと思います。答弁は不要です。

以上で今回の私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森本節弘君） これで3番後藤修君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（森本節弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番中野厚志君の一般質問を許可いたします。

7番中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号7番、日本共産党、中野厚志、ただいまから質問をさせていただきます。

最初に、国民健康保険制度について質問させていただきます。

高過ぎる国民健康保険料を引き下げ、住民と医療保険制度を守りますという我が党が11月に発表した国民健康保険政策の提案に基づき、自分も含めて、少しでも市民の皆さんの負担を軽減したいという願いから質問いたします。

7月に市のほうから送られてきました国民健康保険税通知書を見ると、（通知書を示す）課税内容が所得割、資産割、均等割、平等割の4つに分かれています。所得割、資産割が応能割、均等割、平等割が応益割という4方式で課税されています。自治体によっては、資産割がない3方式、資産割と平等割がない、協会けんぽ並みに安い2方式をとって

いるところもあります。県は、少ない補助金で、きっちり4方式を押しつけてきています。しかし、まずは我が阿波市の4方式での賦課状況をいろんな視点、側面から知ること、保険料は市民にとってどうなのか、やっぱり高いのか、また払うのが苦しくて滞納している人はいないのかと考えていきたいということで質問いたします。

1、今年度の応能、応益割、4方式での賦課状況並びに現在の滞納世帯数と短期被保険者証の交付状況についてお答えください。お願いします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問1番目、国民健康保険制度についての1点目、本年度の応能、応益割等4方式での賦課状況並びに現在の滞納世帯数と短期被保険者証交付の状況について答弁させていただきます。

最初に、国民健康保険税の課税につきましては、国保に加入されている方全ての1年間に必要な医療費の支出見込み額より国、県からの補助金、負担金等を控除し、残った額を国保税として税率を決定しております。この税率の決定に際しまして、ご質問の応能、応益割の課税比率を国が推奨する50対50の比率にできるだけ近いものとなるよう県の標準保険料を基準として算定いたしております。

次に、4方式のうち、応能割とは所得割と資産割の2つ、また応益割は人数に係る均等割と世帯に係る平等割の2つとなっており、これらの4方式により構成されております。平成29年度における本市の国民健康保険税収は約9億円でありましたが、この税収入を支出実績と比較してみますと、保険給付費総額の約31億8,000万円に対して28.3%の割合となり、単年度総事業費の約56億9,000万円に対しては15.8%の割合となっております。また、議員もご承知のとおり、本市は本年度より新しい税率をスタートさせました。新税率試算時の構成比率は、応能割53%、応益割47%となっており、これを4方式で分けると、所得割が42%、資産割が11%の応能割計53%、均等割が32%、平等割が15%で、応益割計47%の割合となります。また、本年度加入者所得額を反映させました7月当初の賦課時点での医療費分の状況といたしましては、応益割のうち、38%の金額、約1億3,000万円を軽減措置の対象として減額されております。その結果、実質比率といたしまして、応能割が65%に対し応益割が35%となっております。

なお、応能割につきましては、軽減措置の対象とはなりません。

次に、滞納世帯数と短期被保険者証の交付状況につきましてですが、こちらについて

は、第2回阿波市議会定例会において本年5月末時点の状況についてお答えいたしました  
が、今回は本年10月末時点にてお答えをいたします。

まず、滞納世帯数の状況といたしまして、5月末時点では、加入世帯数が5,421件  
でございましたが、10月末には5,372件と、49件減少しております。前回の滞納  
世帯数は803件で、滞納率が14.81%でございましたけれども、今回10月末時点  
では626件の11.65%となり、177件、3.16%の減少となり、収納率は向上  
しております。

続いて、短期証の交付でございますが、前回5月末の被保険者数9,149名に対し、  
今回の被保険者数は9,019名と、130名減少しており、このうち短期証の交付者数  
は311名の3.40%から222名の2.46%に変動しております。前回より89  
名、率にして0.94%減少しております。今後は、市といたしましても、単年度の収支  
実績を考慮しながら、県の示す標準保険料率にできるだけ近づけていく方向にて税率を検  
討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 滞納世帯数の状況とか報告いただきまして、ありがとうございます。  
す。

5月に比べて、滞納世帯数が減っている、あるいは短期証の交付者数が減っている、そ  
ういうことで、納税相談等をしっかりやっていただいて、市側としてしっかり努力してい  
ただいていることに感謝したいと思います。ありがとうございます。引き続き、そういう  
滞納世帯数がまた減っていくようによろしく願いいたしたいと思います。

また、平成29年度の実績で、私たちが払っている保険料9億円は、保険給付金31億  
円の28%で、残り72%は、国や県の補助金で補われており、財源不足であることがわ  
かりました。しかし、現行の国保制度がスタートしたとき、政府は、国民健康保険は被保  
険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当  
額国庫が負担する必要があると認めています。2014年には、全国知事会が、国保料を  
協会けんぽの保険料並みに引き下げるために、1兆円の公費負担増を政府に要望しまし  
た。全国知事会が公費負担増は必要と認めています。少しでも保険料を引き下げ、市民の  
皆様の生活をともに守っていくという立場で考えていただき、国庫負担の増額要望につい  
て市はどのようにお考えかお答えください。お願いします。

○議長（森本節弘君） 藤井市長。

○市長（藤井正助君） 中野議員の再問、国庫負担の増額要望についてお答えいたします。

中野議員の要望でございます、国民健康保険制度の安定化につきましては、これまで本市を含めた県内8市から提案を受けまして、これまでも全国市長会から国に対したびたび要望を行ってきたところでございます。また、本年度より国民健康保険の運営主体が市町村から県へ移管されることになりました。このような中、本年の11月15日、全国市長会におきまして、平成31年度国の施策及び予算に関する重要提言としまして、本年の制度改正時に投入した国費3,400億円の国民健康保険事業への財政支援について、翌年度以降も継続するよう提言しております。今後におきましても、国保制度が安定的に運営できるよう国の財政支援について全国市長会等を通じて、事あるごとに要望してまいりたいと考えているところでございます。

なお、地方六団体の一つであります全国市議会議長会においても、この件について今までもたびたび行っておりますけれども、さらに要望していただくよう私からもお願いして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

全国市長会が3,400億円の財政支援をしているということがわかりとても心強く思いました。引き続き、その財政支援を継続して実施されることを強く要望していただくようお願いいたします。

国民皆保険の最後のとりでであります、この国民健康保険制度は、今抜本的な財政基盤の強化が必要というふうに、全国知事会、市長会、町村会が皆おっしゃっております。市民の負担をこれ以上ふやさないために、国庫負担増額の要望を続けていかれることをお願いいたします。また、もし次年度、こういうことはないと思うんですが、県から市への負担増が出された場合は、私は阿波市議として県に対して強く減額の要望をしたいと思えます。そのときは、一緒に要望していただくようお願いいたします。

以上で国保についての質問を終わります。

2番目……。

○議長（森本節弘君） 中野議員に申し上げます。

今おっしゃったように、全国市議会議長会のほうも、国庫負担の要望を行っておりますので、私どももそういうふうな意見書が出ております。

○7番（中野厚志君） ありがとうございます。失礼しました。

○議長（森本節弘君） どうぞ。

○7番（中野厚志君） それでは、2番目の県道船戸切幡上板線岩津バイパスについて質問させていただきます。

私の地元、阿波町林地区の地元の市民の方から、工事が長いことストップしているが、あれは一体どうなっているんだろうという声が聞かれまして、質問させていただきます。

県道船戸切幡上板線林地区の西整理で工事がストップしていますが、一体何が原因で、どういう状況になっているか、お答えください。

続けて、2番目ですけれども、本来はその工事は阿波中央道路から岩津橋へのアクセス道路として計画されたものだと聞いております。南整理、西林、岩津地区の住民にとっては、阿波市の北東部方面へのアクセスが便利になるので、ぜひ完成させてほしいのです。今後の見通しについて、わかることがあれば、お答えください。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議長の許可をいただきましたので、中野議員の一般質問の2問目、県道船戸切幡上板線についての1点目、林地区の西整理で工事がストップしているが何が原因か、続きまして2点目、今後の見通しはということでご質問いただいております。順次答弁いたします。

まず、1点目の林地区の西整理で工事がストップしているが何が原因かについてお答えいたします。

県道船戸切幡上板線の岩津バイパスは、岩津橋の整備に伴い、国道192号と西長峰工業団地や、先ほど議員申されましたとおり、市道中央東西線とを結ぶアクセス道路として、平成4年度に事業着手しております。その当時に事業内容は、総事業費約21億円、計画延長1.5キロメートル、規格は全幅員13メートルで、車道幅員6メートル、両側歩道付きの道路として計画されております。県道を管理している東部県土整備局吉野川庁舎に確認したところ、西長峰工業団地にアクセスする県道鳴門池田線から市道南整理7号線までの区間176メートルが平成9年10月に供用開始されております。その後、一部関係者の事業計画についての理解が得られなかったことや事業予算の減少などの理由によ

り事業が中止されているとお聞きしております。

次に、2点目の今後の見通しはについてでございます。

現在、阿波市内では、阿波町の県道志度山川線東原工区、東原延伸工区、市場町、土成町の県道船戸切幡上板線の切幡工区、土成工区、また吉野町の県道宮川内牛島停車場線の吉野工区、吉野延伸工区などで利用者の利便性向上のための道路整備事業が進められております。

議員ご質問の林地区の県道整備につきましては、現在進められている事業の進捗状況を勘案し、限られた道路財源を有効に活用していくため、地元関係者のご意見、またご要望をお聞きしながら、県に対しこの区間の整備要望を行いたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（森本節弘君） 中野厚志君。

○7番（中野厚志君） 答弁ありがとうございました。

今、答弁の中でおっしゃられましたように、地元の要望を聞きながら、また県とも対応しながら、全体の工区の道路の進捗状況等をまた鑑みていただきながら、今後前向きに地域の方の要望をかなえていくという、そういう姿勢でまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森本節弘君） これで7番中野厚志君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、明日6日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時52分 散会